

## 第2部

# 平成22年度に講じた 男女共同参画社会の 形成の促進に関する 施策

平成22年度は、男女共同参画社会の形成の促進に向けて、国内的にも国際的にも、様々な取組が行われた重要な一年であった。

一つには、男女共同参画会議等における精力的な議論を踏まえ、実効性を重視した「第3次男女共同参画基本計画」を策定した。

策定に向けて男女共同参画会議において様々な角度から議論が行われたが、その結果、「男女共同参画社会基本法施行後10年間の反省を踏まえ、実効性のあるアクション・プランとする」ことが策定に当たったの基本的考え方とされた。このことは、我が国における男女共同参画の現状が、いまだ道半ばの状況にあることを表している。

具体的には、

- ・ 政策・方針決定過程への女性の参画について「2020年30%」の目標を掲げてきたが、現状はいまだ低調であること、
- ・ 固定的性別役割分担意識がいまだ根強く残っていること、
- ・ 男性にとっての男女共同参画が十分に進んでいないこと、
- ・ 男女の均等な機会と待遇の確保や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組を着実に進める必要があること、
- ・ 女性に対する暴力の根絶に向けた一層の取組が求められていること、
- ・ 性別にとらわれない主体的な進路選択のための意識啓発等が十分とは言えないこと、
- ・ 地域、防災・環境その他における男女共同参画の状況も十分とは言えないこと、

等が、議論の過程において課題として指摘されたところである。

また、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化、経済の長期的低迷と閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大、さらにはこうした中での社会保障制度の安定性と持

続可能性の確保など、社会情勢の変化や経済社会のグローバル化に伴う課題を解決するためにも、男女共同参画社会の実現が必要不可欠であるとの認識も高まった。

こうした議論を踏まえ、第3次男女共同参画基本計画では、できる限り具体的な数値目標やスケジュールを設定するとともに、その達成状況について定期的にフォローアップを行うための監視機能の強化等も盛り込まれており、政府一体となって男女共同参画社会の実現に取り組むこととしている。

また、配偶者からの暴力や性暴力の被害者を対象とした原則24時間対応の電話相談「パープルダイヤル－性暴力・DV相談電話－」を、平成23年2月8日から3月27日までの約2か月間、緊急かつ集中的に実施して潜在化している被害者に相談を促し、約2万3,000件の相談対応を行った。

平成23年3月に発生した東日本大震災に対応して、男女共同参画の視点を踏まえた様々な取組を行っている。一方、避難所運営などにおいて女性のニーズへの配慮や女性の参画についての対応が十分ではない事例があるなど、防災分野や地域・社会全体で男女共同参画が十分に進んでいないこと、また、これまでの災害を通じて得られた教訓が十分にいかされていないことが、災害時において顕在化している面もある。男女共同参画の視点からの東日本大震災対応を更に進めるとともに、防災やまちづくりを始め、地域・社会全体での男女共同参画の推進に積極的に取り組む必要がある。

国際的には、APEC女性リーダーズネットワーク（WLN）会合を日本で開催し、アジア太平洋地域の約600名の各界の女性リーダーが集い、ネットワークの構築や提言の取りまとめなどを行った。さらに、国連の女性関係機関が統合・強化され、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」（UN Women）が、23年1月に正式に活動を開始した。

# 第1章

## 男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進

### 第1節

#### 国内本部機構の組織・機能等の拡充強化

##### 1 男女共同参画会議の機能発揮

###### (1) 男女共同参画会議の活動

平成22年は男女共同参画基本計画の改定の年に当たり、内閣府に設置された重要政策に関する会議の一つである男女共同参画会議は、内閣総理大臣、議長である内閣官房長官及び男女共同参画担当大臣のリーダーシップの下、第3次男女共同参画基本計画の策定に向けて精力的に調査審議等を行った。

平成22年4月15日に開催した第34回男女共同参画会議では、新たな男女共同参画基本計画の策定に向け、基本問題・計画専門調査会がまとめた「第3次男女共同参画基本計画策定に向けて（中間整理）」についての報告及び議論を行った上で、国民からの意見募集や全国各地での公聴会を行い、答申の取りまとめに向けて更に検討を進めていくこととなった。

平成22年7月23日に開催した第35回男女共同参画会議では、「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方について」の報告及び意見交換を行った。その後、内閣総理大臣に対して答申を行い、男女共同参画会議や基本問題・計画専門調査会において数値目標や基本計画案について議論するとともに、引き続き計画の策定に向け検討を進めていくこととなった。

平成22年11月22日に開催した第36回男女共同参画会議では、前会議での答申を踏まえて作成した第3次男女共同参画基本計画（案）について有識者議員を中心に活発な議論を行い、よりよい基本計画の策定に向けて、引き続き検討・調整を進めていくこととなった。

平成22年12月17日に開催した第37回男女共同参画会議では、内閣総理大臣からの諮問を踏まえ、第3次男女共同参画基本計画（案）について議論を行った。同計画（案）は、同年7月に答申した「第3次男

女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」を踏まえたものとなっており妥当である旨決定し、内閣総理大臣に対して答申を手交した。なお、第3次男女共同参画基本計画は、同日閣議決定された。

平成23年2月15日に開催した第38回男女共同参画会議では、22年12月に閣議決定された第3次男女共同参画基本計画を実効性をもって推進していくため、「今後重点的に取り組むべき課題」について精力的な議論を行った。この議論を受け、「基本問題・影響調査専門調査会」、「女性に対する暴力に関する専門調査会」及び「監視専門調査会」の3つの専門調査会の設置を決定した。

###### (2) 男女共同参画社会の形成に関する調査研究

内閣府では、平成22年8月に「男女共同参画センターの現状に関する調査」及び「地域における相談ニーズに関する調査」を公表した。

###### (3) 情報の提供、広報・啓発活動

ア 国際社会及び諸外国における取組の動向に関する情報の提供

内閣府では、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）、国連婦人の地位委員会（CSW）、女子差別撤廃委員会（CEDAW）、アジア太平洋経済協力（APEC）関係会合、東アジア男女共同参画担当大臣会合、各種地域機関等、諸外国における先進的な取組の動向について情報を収集・整備し、男女共同参画推進連携会議企画委員会主催の情報・意見交換会、政府の広報誌、インターネット等を通じて、情報を提供している。

イ ホームページによる情報の提供

内閣府では、ホームページを通じて、国内外の男女共同参画社会の実現に向けた取組に関する情報を提供しているほか、本ホームページを男女共同参画に関する総合的な情報交流の拠点とするべ

く、一層の充実を図っている。

#### ウ 広報・啓発活動

内閣府では、男女共同参画に関する総合情報誌「共同参画」を定期的に発行し、内閣府や関係省庁、地方公共団体、女性団体等の活動状況等に関する情報を広く提供した。また、海外に我が国の男女共同参画の現状を紹介するため、英文パンフレット「Women and Men in Japan」を発行し、各国政府や国際機関等に配布している。

## 2 総合的な推進体制の整備・強化等

### (1) 男女共同参画基本計画（第2次）に基づく施策の推進

平成17年12月27日に閣議決定された「男女共同参画基本計画（第2次）」は、12の重点分野を掲げ、それぞれについて、32年までを見通した施策の基本的方向と22年度末までに実施する具体的施策の内容を

示したものとなっている。

内閣府では、地方公共団体に対し、男女共同参画社会基本法に基づく都道府県及び市町村男女共同参画計画の策定に当たって、情報提供を行っている。

### (2) 第3次男女共同参画基本計画の策定

「男女共同参画基本計画（第2次）」では、平成22年度には計画全体の見直しを行うこととされており、22年7月に男女共同参画会議において取りまとめられた「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）」を踏まえ、22年12月17日に「第3次男女共同参画基本計画」を閣議決定した。

「第3次男女共同参画基本計画」では、15の重点分野を設け、平成32年までを見通した長期的な政策の方向性と、27年度末までに実施する具体的施策を示している（第2-1-1表）。

第2-1-1表 第3次男女共同参画基本計画の構成

#### 【計画の対象期間】

施策の基本的方向…平成32年（2020年）までを見通した、長期的な政策の方向性  
 具体的施策…平成27年（2015年）度末までに実施する具体的な施策

#### 【計画の構成】

##### 第1部 基本的な方針

- 目指すべき社会、男女共同参画基本計画の基本的な方針と経緯等
- 1 第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的考え方
  - 2 第3次基本計画において改めて強調している視点
  - 3 今後取り組むべき喫緊の課題
  - 4 第3次基本計画の構成

##### 第2部 施策の基本的方向と具体的施策

- 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ・政治、司法を含めたあらゆる分野で「2020年30%」に向けた取組
  - ・クオータ制など多種多様な手法によるポジティブ・アクションの検討
- 第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- ・税制、社会保障制度、家族に関する法制などの検討
  - ・調査・統計における男女別情報の充実
- 第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画
- ・男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進
  - ・子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進
- 第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- ・M字カーブ問題の解消に向けた取組の推進
  - ・同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進
  - ・女性の活躍による経済社会の活性化
- 第5分野 男女の仕事と生活の調和
- ・長時間労働の抑制、多様な働き方の普及、男性の家事・育児参画の促進、職務環境の整備
- 第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立
- ・女性の農林漁業経営や地域社会への参画の推進
  - ・加工・販売等の起業など6次産業化の取組への支援

- 第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援
  - ・セーフティネット機能の強化
  - ・世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな支援
- 第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
  - ・障害者、外国人等であることに加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への支援
- 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
  - ・配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
  - ・性犯罪への対策の推進
- 第10分野 生涯を通じた女性の健康支援
  - ・女性の生涯を通じた健康のための総合的な政策の展開
  - ・性差に応じた健康支援
- 第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
  - ・男女平等を推進する教育・学習の充実
  - ・多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実
- 第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画
  - ・働きやすい環境整備に向けた取組の支援
  - ・女性研究者の採用・登用の促進
- 第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進
  - ・女性の人権を尊重した表現を推進するためのメディアの取組の支援
- 第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進
  - ・地域における男女共同参画の基盤づくりの推進
  - ・防災における男女共同参画の推進
  - ・男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進
- 第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献
  - ・条約等の積極的遵守、国内施策における実施・監視体制の強化、国内への周知
  - ・ジェンダー主流化によるODAの効果的実施
- 第3部 推進体制
  - 1 国内本部機構の強化
  - 2 第3次基本計画、女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能等の強化
  - 3 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査の充実
  - 4 地方公共団体や民間団体等における取組への支援（地方公共団体、国立女性教育会館、男女共同参画センター・女性センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、経済団体、労働組合等）

### (3) 年次報告等の作成

男女共同参画社会基本法第12条に基づき、「平成22年版男女共同参画白書」（「平成21年度男女共同参画社会の形成の状況」及び「平成22年度男女共同参画社会の形成の促進施策」）を作成した。

### (4) 国際機関・諸外国の国内本部機構との連携・協力の推進

平成22年9月の第15回APEC女性リーダーズネットワーク（WLN）会合及び10月の女性起業家サミット（WES）の開催や、国連において23年2月から3月に開催された第55回国連婦人の地位委員会（CSW）など男女共同参画社会の形成の促進に関する各種国際会議への出席、相互交流、インターネット等を活用した情報交換を通じて、国際機関、諸外国の国内本部機構との連携・協力を努めた。

### (5) 男女共同参画担当大臣

平成4年、女性問題を総合的に推進するために行政各部が所管する事務の調整を行う婦人問題担当大臣が置かれ、内閣官房長官に兼務発令された。その後名称は「女性問題担当」、「男女共同参画担当」と変わるが、以後歴代内閣において男女共同参画を担当する大臣が置かれている。13年1月以降は、内閣府設置法（平成11年法律第89号）に基づき内閣府特命担当大臣が置かれ、男女共同参画社会の形成の促進に関する事項の企画立案及び総合調整を行っている。

### (6) 男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議の開催

男女共同参画推進本部は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、閣議決定により、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び男女共同参画担当大臣を副本部

長、他の全ての閣僚を本部員として、内閣に設置されている。本部には、男女共同参画担当官が置かれ、本部員を補佐するとともに、関係行政機関において所要の調整の事務を行っており、また、関係行政機関相互の機動的な連携を図るために、男女共同参画担当官会議が置かれている。

#### (7) 男女共同参画に関する施策についての苦情の処理等に関する取組の推進

男女共同参画に関する施策についての苦情の処理や人権が侵害された場合における被害者の救済に関する取組を推進するため、関係機関の連携強化、従事者の知識・技能の向上及び活動の活性化等を行っている。

内閣府では、国及び地方公共団体に寄せられた男女共同参画に関する施策についての苦情内容及び男女共同参画に関する人権侵害事案の処理状況等について取りまとめ、監視・影響調査専門調査会に報告した。また、苦情解決に当たっての視点・方法論、苦情事例等を紹介する「苦情処理ガイドブック」を改定し、関係機関等に配布するほか、地方公共団体における苦情処理事務担当者、行政相談委員及び人権擁護委員を対象とする苦情処理研修を実施した。さらに、都道府県・政令指定都市が設置する男女共同参画センター等の管理者等との男女共同参画に関する施策についての情報交換会を開催した。

総務省では、行政相談委員の中から指名した男女共同参画担当委員（平成15年9月に全国で123名を指名。23年1月現在は191名）が、男女共同参画の認識を高めるための研修会等への参加や男女共同参画に係る自主研修会の企画に参画したほか、総合的な施設において行政相談所を開設し、男女共同参画社会に関する施策についての苦情等を受け付けている。

法務省では、人権擁護委員に対し、男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された被害者の相談などに適切に対処するために必要な知識の習得を目的とする「人権擁護委員男女共同参画問題研修」を実施した。

## 第2節

### 地方公共団体、NPO、NGOに対する国の支援、国民の理解を深めるための取組の強化

#### (1) 都道府県・政令指定都市における男女共同参画に関する行政の推進状況

全都道府県・政令指定都市に男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する部課（室）が置かれ、地方公共団体においても地域の特色をいかした男女共同参画社会の形成に関する行政が推進されている。

#### (2) 地方公共団体に対する支援の強化

内閣府では、平成14年度から、住民に身近な行政に携わる地方公共団体職員等を対象に、国の施策等について理解を深めるため、男女共同参画に関する「基礎研修」及び「政策研修」を実施している。

また、各地域での取組の促進、気運を広く醸成することを目的として、「男女共同参画フォーラム」（平成22年度は仙台市、奈良県、沖縄県）を開催しているほか、市区町村において、男女共同参画社会づくりに取り組む「男女共同参画宣言都市」となることを奨励することを目的として、「男女共同参画宣言都市奨励事業」（22年度は秋田県能代市、福井県永平寺町、福井県南越前町、島根県松江市、熊本県菊池市、大分県豊後大野市）を引き続き実施した。

#### (3) NPO、NGOとの連携の強化

内閣府では、各界各層との情報・意見交換やNPO、NGOとの交流による連携を図ることを目的として、男女共同参画推進連携会議等において、政府の施策や国際的な動き等についての情報提供を行っている。

#### (4) 男女共同参画社会の実現に向けた気運醸成

内閣府では、「『男女共同参画週間』について」（平成12年12月男女共同参画推進本部決定）に基づき、平成13年度より、6月23日から29日までの1週間、「男女共同参画週間」を実施している。この週間に際して、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」の開催や「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」、「女性のチャレンジ賞（後述参照）」を始めとした広報・啓発活動を行っている。

また、各地域の若年層における男女共同参画社会づくりに向けての気運の醸成・意識の浸透を図り、全国各地における男女共同参画社会の形成に向けた取組を促進することを目的に、「男女共同参画ヤングリーダー会議」を実施した。

### 第3節 女性のチャレンジ支援

#### (1) 女性のチャレンジ・再チャレンジ支援策の推進

女性のチャレンジ・再チャレンジ支援のための関連情報のワンストップ・サービス化、ネットワーク化を推進するため、内閣府では、支援情報ポータルサイト「チャレンジ・サイト」を通じて国による支援関係施策やロールモデル情報をインターネット上

に総合的に提供している。

また、起業、特定非営利活動法人での活動、地域活動等にチャレンジすることで輝いている女性個人、女性団体・グループ及びそのようなチャレンジを支援する団体・グループを顕彰し、チャレンジの身近なモデルを示すことによって男女共同参画社会の実現のための気運を高めることを目的として、女性のチャレンジ賞表彰(男女共同参画担当大臣表彰)を実施している。

#### (2) 女性若年層に対する取組の推進

内閣府では、関係省と連携し、女子高校生・学生等を対象に、女性の進出が遅れている理工系分野に関する情報提供を行っている。

## 第2章 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

### 第1節 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

#### 1 女性国家公務員の採用・登用等の促進

##### (1) 女性国家公務員の採用・登用等の促進

女性国家公務員の採用・登用については、「男女共同参画基本計画(第2次)」において、平成22年度頃までの政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安として、国家公務員採用I種試験の事務系の区分試験(行政、法律、経済)については30%程度、その他の試験については、I種試験の事務系の区分試験の目標を踏まえつつ、試験毎の女性の採用に係る状況等も勘案して、できる限りその割合を高めることや「女性の参画加速プログラム」(平成20年4月男女共同参画推進本部決定)において、本省課室長相当職以上に占める女性の割合を22年度末までに5%程度とする目標を掲げ、各府省は目標達成に向けて取組を進めてきた。

人事院では、公務に優秀な女性を確保するという観点から、女子学生セミナーを全国11都市延べ12回実施し、募集パンフレットの作成、動画を利用した

HPによる情報提供等女子学生に対する人材確保活動を行った。また、女性職員の登用拡大に向けて女性職員研修、メンター養成研修を積極的に行ったり、各府省の人事担当課長からなる「女性職員の採用・登用拡大推進会議」を平成23年2月15日に開催し、新たに策定された指針について周知徹底を図るとともに、意見交換を行うなど、啓発に努めている。

人事院及び総務省は、共同で、各府省における女性国家公務員の採用・登用の拡大等の取組状況についてのフォローアップを実施し、その結果を平成22年7月に公表した。22年度の国家公務員I種試験等の事務系区分については、採用者に占める女性の割合は25.7%となり、前年度に比べると4.9ポイント減少したものの、過去2番目に高い割合となった。21年1月現在の本省課室長相当職以上に占める女性の割合は2.2%となっており、引き続き、女性の登用が課題となっている。

「第3次男女共同参画基本計画」においては、女性国家公務員の採用について、国家公務員試験からの採用者に占める女性の割合について、試験の種類や区分ごとの女性の採用に係る状況等も考慮しつつ、平成27年(2015年)度末までに、政府全体とし

て30%程度とすることを目標とし、これに加えて、国家公務員採用I種試験の事務系の区分試験の採用者に占める女性の割合を政府全体で30%程度とすることも併せて目標とすることを盛り込んだ。女性国家公務員の登用については、「2020年30%」の目標の達成に向けた政府全体の間目標として、27年(2015年)度末までに政府全体として、国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合について5%程度とすることを目指すことを基本とし、さらに、国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上に占める女性の割合について10%程度、国の指定職相当に占める女性の割合について3%程度とするよう努め、女性職員の登用を積極的に進めることとし、その際、各府省において、女性職員の人数、割合等の現状やこれまでの採用及び人材育成の取組の進捗等を考慮して、できる限りそれぞれの割合が高まるよう取り組むこととしている。

「第3次男女共同参画基本計画」を踏まえ、人事院は、「女性国家公務員の採用・登用の拡大等に関する指針」を平成23年1月14日に改定し、各府省に発出した。主な改定の内容は、(ア)各府省は、平成27年度までの「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定するものとし、当該計画は、職員への周知に努めること、(イ)各府省は、現状分析を行い、府省全体及び部局等の適切な区分について、目標、目標達成に向けての具体的取組等を定めること、(ウ)各府省は、人事評価の活用等による人材の育成・活用を図るとともに、登用を阻害する要因の見直しや転勤自体の必要性の見直し・キャリアパスの多様化等についても検討を行うこと、(エ)各府省は、職員への職務経験の付与に当たっては適切な指導・育成を、付与後においては必要な支援を行うこと等である。人事院は指針改正に併せ、各府省や職員への参考に資するため、官民双方の先事例等をまとめた指針の参考資料を作成・配布した。同指針に基づき、各府省は27年(2015年)度までの目標及び目標達成のための具体的取組を設定した5年間の計画である「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定することとしている。

## (2) 仕事と育児・介護等家庭生活との両立支援

人事院及び各府省は、育児・介護を行う職員の職業生活と家庭生活との両立を支援することが必要で

あるとして、これまで育児短時間勤務制を導入するなど、職場環境の整備に努めている。

育児休業については、「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)を踏まえて、各府省において男性職員の育児休業取得促進を率先して実施し、平成32年(2020年)までに、政府全体として13%となることを目指している。

また、我が国が直面している急速な少子化に対応するためには、家族を構成する男女が共に家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境を整備することが重要な課題となっていることから、平成22年6月30日から、配偶者が育児休業をしている職員についても育児休業等を行うことができるようにすること及び子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした場合に当該子について再度の育児休業を行うことができるようにするなど、制度面での拡充を行ってきた。

さらに、平成22年8月に人事院は、非常勤職員に係る日々雇用の仕組みを廃止し、任期を定めて任用される期間業務職員制度を設けたことに伴い、仕事と育児の両立を図る観点から、一定の非常勤職員について、育児休業等を行うことができるようにすることが適当と判断し、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正を行うよう、国会と内閣に意見の申出を行った。

政府は、人事院の意見の申出を踏まえ、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正法案を第176回国会に提出した。同法案は平成22年11月に成立し、23年4月1日から施行されることとなった。

人事院は、同法律の改正を踏まえて、平成23年3月に「育児・介護を行う職員の仕事と育児・介護の両立支援制度の活用に関する指針」を改正するとともに、両立支援制度の周知を図るためのリーフレットを作成し、各府省に配布した。また、23年3月に各府省の両立支援の取組を促進するため、「仕事と育児・介護の両立支援に関する連絡協議会」を開催した。

また、超過勤務の縮減については、平成22年8月の人事院勧告時の公務員人事管理に関する報告において、在庁状況の把握、必要な指導などの具体的な取組を政府全体として引き続き推進すること、各大臣のリーダーシップの下、政務三役等が自ら率先して超過勤務縮減に取り組むことが強く求められるこ



とについて言及した。

## 2 国の審議会等委員への女性の参画の促進

国の審議会等における女性委員の割合については、平成18年4月に、男女共同参画推進本部決定により、審議会等の委員について、政府全体として、女性委員の割合が22年度末までに少なくとも33.3%、32年までに、男女のいずれかが10分の4未満とならない状態を達成するよう努めるという目標が設定されている。また、専門委員等についても、22年度末までに20%、32年までのできるだけ早い時期に、30%となるように努めることとされている。

平成22年9月末現在、女性委員の割合は33.8%となり、22年度末までの目標を達成した一方、女性の専門委員等の割合については、17.3%であり、目標に比べまだ低い状況にある。32年までの目標は「第3次男女共同参画基本計画」にも盛り込み、取組を進めていくこととしている。

内閣府では、各府省が国の審議会等の女性委員の人材情報を収集する際の参考とするため、女性人材データベースを運用するとともに、当該データベースの既登録内容の更新・新規登録情報の開拓、適切なセキュリティ対策に努め、女性の人材に関する効果的な情報提供が可能となるよう、利便性の向上を目指し、改善に取り組んでいる。

## 3 政治分野における女性の参画の拡大

「第3次男女共同参画基本計画」においては、政治分野における女性の参画の拡大についての取組を盛り込んだ。これを受け、内閣府では、平成23年2月22日付けで内閣府特命担当大臣（男女共同参画）から各政党に宛てて、要請文を發出し、各政党の役員等に占める女性の割合や、衆議院議員及び参議院議員の選挙、地方公共団体の議会の選挙における女性候補者の割合が高まるよう、内閣府副大臣による政党幹事長への要請文の手交等の協力要請を実施した。

## 第2節

### 地方公共団体等における 取組の支援、協力要請

#### 1 女性地方公務員の採用・登用等に関する 取組の支援、要請等

政府は、地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が重要であるとして、「第3次男女共同参画基本計画」において、地方公務員試験における女性の採用の促進、各地方公共団体における採用及び管理職への登用についての具体的な中間目標の設定、ロールモデルの発掘、メンター制度の導入促進、仕事と生活の調和の推進などを盛り込むとともに、これらの施策を総合的に実施することによって、政府全体で達成を目指す成果目標として、都道府県の地方公務員試験（上級試験）からの採用者に占める女性の割合について平成27年度末までに30%程度、都道府県の本庁課長相当職以上に占める女性の割合について27年度末までに10%程度、地方公務員の男性の育児休業取得率について32年までに13%との目標を設定した。

内閣府では、「第3次男女共同参画基本計画」を踏まえ、平成23年1月31日付けで内閣府特命担当大臣（男女共同参画）から各都道府県知事、各政令指定都市市長に宛てて要請文を發出した。要請文では、各都道府県及び政令指定都市を始め各市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本計画の策定、推進及び女性地方公務員の採用・登用の促進、仕事と生活の調和に向けた取組、また、関係団体等や管内市区町村等に対する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大についての取組を求めている。

総務省では、地方公共団体に対して、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の定める平等取扱いと成績主義の原則に基づき、女性地方公務員の採用、登用、職域拡大等に積極的に取り組むよう要請を行っている。

平成22年6月30日から、配偶者が育児休業をしている地方公務員についても、育児休業等の承認の請求をすることができるようになり、また、子の出生の日から一定の期間内に育児休業を取得した職員については、再度、育児休業をすることができるようになったことなど、男女が共に家庭生活における責

任を担いつつ、仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境の整備に係る制度の拡充が図られた。さらに、仕事と生活の両立を図る観点から、一定の非常勤職員について、育児休業等を行うことができるようにするため、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正法が22年12月に公布され、23年4月1日から施行されることとなった。

消防庁では、消防組織における女性消防職員の更なる積極的な採用と職域の拡大等について推進するため、各消防本部に対し、男女の区別ない平等な受験機会の提供、警防業務における職域の拡大、女性職員のための庁舎等の環境整備等に積極的に取り組むよう要請を行っている。また、消防団への女性の入団促進を図るため、女性消防団員のいない市町村に対して積極的な取組を求めるとともに、様々な媒体を通じて、消防団への参加を呼びかける広報を行った。

警察では、男女共同参画社会の実現についての理解を深めさせるため、都道府県警察の幹部警察職員を対象として、警察大学校警部任用科等における研修の機会に、男女共同参画に関する施策についての教育を実施している。

## 2 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援

内閣府では、地方公共団体に対して、各都道府県・政令指定都市が設定している審議会等委員への女性の参画に関する数値目標や、これを達成するための様々な取組、女性比率の現状等を調査し取りまとめ提供するとともに、有識者等の人材に関する情報提供を行っている。

### 第3節

#### 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援

内閣府では、第3次男女共同参画基本計画の推進及び政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図るため、平成23年1月31日付けで内閣府特命担当大臣（男女共同参画）から各種機関・団体等に宛てて、要請文を発送した。要請文では、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の様々な手法を紹介し、各組織における実効性のある積極的改善措置の導入や

仕事と生活の調和の推進に向けた取組を求めている。

厚生労働省では、「ポジティブ・アクション応援サイト」において、個別企業から寄せられたポジティブ・アクションの取組状況を紹介するなど、総合的な情報提供を行っている。また、企業においてポジティブ・アクションを推進するために、事業所ごとに選任された機会均等推進責任者宛てにメールマガジンによる情報提供を行い、その活動の促進を図った。

### 第4節

#### 調査の実施及び情報・資料の収集、提供

##### 1 政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施

内閣府では、毎年「女性の政策・方針決定参画状況調べ」を取りまとめ、公表している。

##### 2 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供及び人材の育成

独立行政法人国立女性教育会館女性教育情報センターでは、男女共同参画社会形成を目指した情報の総合窓口「女性情報ポータル “Winet（ウィネット）”」（<http://winet.nwec.jp/>）において、事業企画や施策の実施の参考となる人材の情報提供を目的とした「男女共同参画人材情報データベース」を公開し、その充実に努めている。また、女性が様々な新しい分野へチャレンジし、キャリアを形成していくために有用な事例（ロールモデル）や学習支援情報を提供している。

##### 3 政策・方針決定過程の透明性の確保

総務省では、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）の的確な運用に努めている。各府省及び総務省では、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）及び「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月閣議決定）の枠組みの下で、政策評価に取り組んでいる。

# 第3章

## 男女共同参画の視点に立った 社会制度・慣行の見直し、意識の改革

### 第1節

#### 男女共同参画の視点に立った 社会制度・慣行の見直し

##### (1) 男女の社会における活動の選択に中立的な社会制度・慣行の検討

男女共同参画会議が平成22年7月、ライフスタイルの選択に中立的に働くよう社会制度・慣行を見直すこと等を内容とする答申を行ったことを受け、政府は、同年12月、社会制度・慣行について男女の社会における活動の選択に対する中立性等の観点から総合的に検討すること等を内容とする第3次男女共同参画基本計画を閣議決定した。

##### (2) 家族に関する法制の整備

政府は、平成22年7月の男女共同参画会議答申等を踏まえ、選択的夫婦別氏制度の導入等について引き続き検討を進めるとともに、家族法制の在り方等について広く課題の検討を行うこと等を内容とする第3次男女共同参画基本計画を閣議決定した。

法務省では、平成8年2月の法制審議会答申（「民法の一部を改正する法律案要綱」）を踏まえ、選択的夫婦別氏制度の導入等を内容とする民法改正について検討を行った。また、同答申及びそのうちの選択的夫婦別氏制度の概要について、ホームページへの掲載等を通じ、広く国民にその内容を公開している。

### 第2節

#### 国民的広がりを持った 広報・啓発活動の展開

##### (1) 多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進

内閣府では、平成13年度より、6月23日から29日までの1週間、「男女共同参画週間」を実施し、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下、全国的に各種行事を行い、広報・啓発活動を行っている。

厚生労働省では、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）を一層定着させ、男女均等取扱い等の確保を図るた

め、第25回男女雇用機会均等月間（6月）を始め、労使を始め社会一般に対し、あらゆる機会をとらえて効果的な広報・啓発活動を実施している。

法務省では、全国の人権擁護機関（法務省人権擁護局、8法務局、42地方法務局、273支局、1万4,178名の人権擁護委員（平成22年4月1日現在））において、男女共同参画に関する国民の認識を深めるため、平成14年3月に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、「人権週間」等の多様な機会を通じて、全国的に啓発・広報活動を推進している。

##### (2) 多様な団体との連携による広報・啓発活動の推進

内閣府では、一般国民、地方公共団体、行政機関の連携を図り、全国及び地域での取組を推進するため、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」、「男女共同参画宣言都市奨励事業」及び「男女共同参画フォーラム」を実施した。

また、男女共同参画推進連携会議の活動を通じ、幅広く各界各層との情報・意見交換を行っている。

### 第3節

#### 法律・制度の理解促進及び 相談の充実

内閣府では、男女共同参画に関する施策についての苦情内容及び人権侵害事案の処理状況等について取りまとめ、定期的に監視・影響調査専門調査会に報告している。

総務省では、男女共同参画担当委員を中心に、(ア)各地の男女共同参画センター等で定期的に相談所を開設する、(イ)男女共同参画に関する行政相談懇談会を開催し、苦情を受け付ける、(ウ)デパートなどに設けられている「総合行政相談所」で男女共同参画に関する施策についての苦情を受け付けるなどの活動を行っている。

法務省の人権擁護機関では、常設の人権相談所のほか、女性の人権問題に関する専用の電話相談窓口

である「女性の人権ホットライン」、インターネット人権相談受付窓口などを通じ、幅広く人権相談に応じている。また、英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を設置し、その内容を充実させるよう努めている。

#### 第4節 男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供

総務省では、統計法（平成19年法律第53号）に基づく統計調査の実施についての審査・調整等の際に男女別等の視点に配慮している。

独立行政法人国立女性教育会館では、男女共同参画社会形成を目指した情報の総合窓口「女性情報ポータル“Winet（ウイネット）”」（<http://winet.>

nwec.jp/）において、インターネット上の有用な資源の収集・提供、文献、統計、人材情報等の各データベースの更新や、「男女共同参画統計データブック」の刊行により情報提供を行っている。

厚生労働省では、働く女性に関する動きを取りまとめ、「働く女性の実情」として毎年公表している。また、女性と仕事の未来館のホームページにおいて、働く女性に関する統計・調査・研究についての最新情報を公開し提供を行った。

総務省では、平成23年に実施予定の社会生活基本調査に向けて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）やボランティアワーク等に関する調査内容の改善について、外部有識者を交えた検討を行っている。

## 第4章

# 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

### 第1節 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

#### 1 男女雇用機会均等の更なる推進

##### (1) 男女雇用機会均等の更なる推進

少子化の進展に伴う労働力人口の減少が見込まれる中、女性労働者の能力発揮は一層重要となっている。しかし、女性労働者の就業を取り巻く現状を見ると、依然として男性と比べて女性の勤続年数は短く、管理職比率も低い水準にとどまっている。また、継続就業を希望しながらも出産・育児等により離職を余儀なくされている者も多く、就業を継続するに際して具体的な見通しを持ちにくくなっている状況が見られることから、なお実質的な機会均等が確保されたとは言い難い状況にある。

このため、厚生労働省では、男女雇用機会均等法の履行確保はもとより、ポジティブ・アクションの一層の推進等の取組により、働き続けることを希望する者が就業意欲を失うことなくその能力を伸長・発揮できる環境整備を進めている。

##### (2) 男女雇用機会均等法に基づく行政指導

厚生労働省では、企業における男女均等取扱い等を確保するため、事業所を訪問し、雇用管理の実態を把握するとともに、性別による差別的な取扱いや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等、男女雇用機会均等法に違反する雇用管理の実態が把握された企業に対して、是正指導を行っている。

##### (3) コース等で区分した雇用管理に関する留意事項の周知徹底

厚生労働省では、コース等で区分した雇用管理制度を導入している企業に対しては、「コース等で区分した雇用管理についての留意事項」の周知徹底を図るとともに、法違反企業に対しては是正指導を行っている。

##### (4) 紛争解決の援助、相談体制の充実

厚生労働省では、性別による差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い、セクシュアル・ハラスメント、母性健康管理措置等に関する労働者と事業主との間の紛争については、都道府県労働局長による紛争解決の援助及び機会均等調停会議による調停により、紛争の円滑かつ迅速な解決を図って

いる。

また、これらの措置が十分活用されるよう、紛争解決援助制度について、男女労働者等に積極的に周知している。

#### (5) 女子学生等の就職問題に関する施策の推進

採用面接、選考等の採用過程において男女差別的取扱いが依然として見られることから、厚生労働省では、女子学生の就職に関する均等な機会の確保を図るため、企業の採用担当者等に対して男女雇用機会均等法に沿った男女均等な選考ルールの徹底を図るとともに、採用実績に男女差が大きい企業に対し、実態を把握し、法違反企業に対しては是正指導を行っている。

また、女子学生等が的確な職業選択が行えるよう、意識啓発を図っている。

文部科学省では、平成23年度大学等卒業予定者の就職・採用活動のルールを協議する際に、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うよう、企業側に要請を行った。

## 2 企業における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進

厚生労働省では、男女労働者間の格差が大きい企業に対して、ポジティブ・アクションの取組を行うよう具体的取組方法についての相談、情報提供等を実施し、企業における取組を促進している。

また、ポジティブ・アクションの取組を一層広く普及させていくため、経営者団体と連携し、企業のトップをメンバーとする女性の活躍推進協議会を開催し、ポジティブ・アクション普及促進のためのシンボルマーク「きらら」を決定するとともに、これからポジティブ・アクションに取り組もうとする企業に具体的な取組を促すため、企業の委員から「ポジティブ・アクション宣言」を発表し、厚生労働省ホームページ上のサイトで公表することにより、企業が自主的かつ積極的にポジティブ・アクションに取り組むことを促している。

さらに、ポジティブ・アクションを積極的に推進している企業に対し、公募により「均等・両立推進企業表彰」（厚生労働大臣賞及び都道府県労働局長賞）を実施しているほか、事業所から選任された機会均等推進責任者宛て、メールマガジンによる情報

提供を行い、その活動の促進を図った。

その他、事業主がポジティブ・アクションの実施状況を開示する場合の国の援助として、「ポジティブ・アクション情報ポータルサイト」内に「ポジティブ・アクション応援サイト」を設け、個別企業から寄せられた取組状況を紹介したり、企業が自社の女性の活躍推進の状況を自己診断できるシステムの開発運営を行うなど、ポジティブ・アクションについての総合的な情報提供を行うとともに、中小企業におけるポジティブ・アクション導入に対する支援、人事労務担当者を対象にしたポジティブ・アクションのノウハウを提供する研修を実施している。

## 3 セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理の改善の推進

厚生労働省では、事業主のセクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の措置義務を徹底するため、男女雇用機会均等法及び「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき措置についての指針」（平成18年厚生労働省告示第615号）の内容について周知を図るとともに、措置を講じていない事業主に対しては是正指導を行っている。

## 4 男女間の賃金格差の解消

平成20年6月より「変化する賃金・雇用制度の下における男女間賃金格差に関する研究会」を開催し、近年の男女間賃金格差の状況を把握するとともに、企業における賃金・雇用管理制度やその運用が男女間賃金格差に与える影響について分析し、男女間賃金格差縮小のためのより効果的な対応方策について検討を行い、22年4月に同研究会の報告書を取りまとめた。

これを受けて、厚生労働省では、平成22年8月末に、労使が自主的に取り組むための賃金・雇用管理の見直しの視点や格差の実態を把握するための調査票といった実践的な支援ツールを盛り込んだ「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」を新たに作成し、その普及・啓発に努めている。

## 第2節 母性健康管理対策の推進

厚生労働省では、男女雇用機会均等法により事業主の義務とされている母性健康管理の措置（健康診査の受診等に必要な時間の確保及び医師等の指導事項を守るために必要な措置を講ずること）及び労働基準法（昭和22年法律第49号）に定められた母性保護規定（産前・産後休業、妊産婦等に係る危険有害業務の就業制限等）について、事業主、女性労働者、医療関係者等に対し、周知徹底を図っている。

また、母性健康管理に関して必要な措置を講じない事業主に対し行政指導を行うとともに、事業主が母性健康管理の措置を適切に講ずることができるように、女性労働者に対して出された医師等の指導事項を事業主に的確に伝えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用を促進している。

さらに、都道府県労働局に母性健康管理指導医を配置するとともに、事業所内の産業医等産業保健スタッフへの研修を実施し、母性健康管理体制の整備を図っている。平成19年度からは企業や女性労働者に対して母性健康管理に関する情報を提供するサイト「妊娠・出産をサポートする 女性にやさしい職場づくりナビ」(<http://www.bosei-navi.go.jp>)を、また、22年度はその携帯版サイト (<http://www.bosei-navi.go.jp/mobile/>) を開設し、制度の周知を図っている。

## 第3節 女性の能力発揮促進のための援助

### 1 在職中の女性に対する能力開発等の支援

#### (1) 情報提供、相談、研修等の拡充

厚生労働省では、職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、研修等を受けられる機会の拡充を図っている。また、女性と仕事の未来館において、女性の能力発揮のためのセミナーや相談、働く女性に関する情報の提供等を行い、働く女性の支援事業を総合的に実施した。

#### (2) 公共職業訓練等の推進

国、都道府県等が設置・運営する公共職業能力開発施設において、離職者、在職者、学卒者に対する公共職業訓練を実施するとともに、雇用保険を受給できない方々に無料の職業訓練と訓練期間中の生活給付を行う緊急人材育成支援事業を実施している。

また、事業主等が行う教育訓練を支援するため、キャリア形成促進助成金による助成等や、公共職業能力開発施設における在職者に対する訓練の実施、事業主等に対する同施設の貸与、同施設の職業訓練指導員の派遣などを行うほか、職業能力開発に関する情報提供・相談援助等を行っている。

#### (3) 労働者の自発的な職業能力開発の推進

厚生労働省では、労働者の自発的な職業能力開発を推進するため、教育訓練給付制度の活用のほか、労働者の自発的な取組を支援する事業主に対する助成、情報提供・相談援助等を行っている。

## 2 再就職に向けた支援

厚生労働省では、平成18年度より全国12か所にマザーズハローワークを、19年度よりマザーズハローワークが設置されていない36県の中核となる都市のハローワークにマザーズサロンを、さらに、事業未実施の地域のうち多数の利用者が見込まれる地域の支援拠点として、20年度60か所、21年度40か所、22年度15か所のハローワークにマザーズコーナーを設置し、全国163か所の事業拠点において、子育てをしながら早期の就職を希望している者等に対してきめ細かな就職支援を実施している。

また、再就職準備に関する情報及び仕事との両立に役立つ育児・介護等のサービスに関する情報をインターネットで総合的に提供している（「再就職サポートサイト」(<http://www.saisyuusyokusupport.jp/>)及び「フレイフレイネット」(<http://www.2020net.jp/>)）。

### 1 パートタイム労働対策の総合的な推進

#### (1) パートタイム労働者の均衡のとれた待遇等の推進

パートタイム労働者がその能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号。以下「パートタイム労働法」という。）に基づく是正指導や均衡待遇・正社員化推進プランナーによる相談・支援のほか、パートタイム労働者の均衡待遇の確保等に取り組む事業主等に対して助成金を支給し、正社員との均衡のとれた待遇の確保のための取組を推進した。

また、所定労働時間が短いながら正社員として適正な評価と公平な待遇が図られた働き方であり、育児・介護や地域活動など個々人のライフスタイルやライフステージに応じた働き方を実現させるものとして期待される「短時間正社員制度」について、その導入・定着を促進するため、制度を導入した事業主に対して助成金を支給するほか、企業の人事担当者を対象に制度の導入・運用を支援するセミナー等を実施した。

#### (2) パートタイム労働者の雇用の安定

厚生労働省では、パートタイム雇用に関する職業紹介サービス等を提供するパートバンクを設置し、パートタイム雇用に係る円滑な需給調整を推進している。

### 2 労働者派遣事業に係る対策の推進

厚生労働省では、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき、適正な事業運営が確保されるよう派遣元事業主、派遣先等に対し、制度の周知及び指導の徹底を図るとともに、派遣労働者等からの相談に対応している。

また、労働者派遣法について、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置の充実を図る観点から、登録型派遣や製造業務派遣の原則禁止や、派遣

労働者の待遇の改善等を内容とする改正法案を、第174回国会に提出したが継続審議となっている。

### 3 在宅勤務等、新しい就業形態等に係る施策の推進

政府では、平成22年5月に「新たな情報通信技術戦略」を策定し、その中で様々な働き方を希望する者の就業機会の創出及び地域の活性化等に資する「テレワークの推進」を位置付け、2015年までに在宅型テレワーカーを700万人とする目標の実現に向けて、関係各省が連携して、テレワークの一層の普及拡大に向けた環境整備、普及啓発等を推進することとしている。

テレワークの着実・迅速な実施に向けて、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省のテレワーク関係4省は、平成17年度に産学官からなる「テレワーク推進フォーラム」を設立し、課題解決のための調査研究や普及活動を展開している。

総務省では、機器や場所の制約なく、地方公共団体や中小企業等がテレワークを容易に導入できる次世代高度テレワークモデルシステムの検証、テレワークによる環境負荷低減効果の検証の実施、テレワーク導入のために設置される電気通信設備に係る課税標準の特例措置による支援等に取り組んだ。また、総務省職員によるテレワークも率先して実施している。

国土交通省では、企業のテレワーク普及・推進を図るためのセミナー等を開催するとともに、テレワークによる働き方の実態やテレワーク人口の定量的な把握、大都市圏郊外部等におけるテレワークセンター等の普及に向けた取組を行った。

厚生労働省では、適正な労働条件下でのテレワークの普及促進のため、平成20年7月に改定された「在宅勤務ガイドライン（情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン）」について、事業主への周知・啓発を行った。また、東京、大阪、名古屋、札幌、福岡にテレワーク相談センターを設置するとともに、事業主・労働者等を対象としたセミナーを開催した。

さらに、在宅ワークについて契約条件の文書明示や適正化などを示したガイドラインの周知・啓発を行うとともに、在宅ワーカーに対し、情報を提供するサイトの運用、セミナーの開催、相談等の支援事

業を実施した。

経済産業省では、商店街振興組合等が行う商店街活性化に向けた取組のうち、商店街の空き店舗を活用して、テレワーク拠点施設を設置・運営する事業等への支援を行った。

#### 4 男女のそれぞれ少ない職業分野への参画

内閣府では、関係省と連携し、女子高校生・学生等を対象に、女性の進出が遅れている理工系分野に関する情報提供などを実施している。

### 第5節 起業支援等雇用以外の就業環境の整備

#### 1 起業支援策の充実

経済産業省では、株式会社日本政策金融公庫を通じ、女性等を対象に優遇金利を適用する融資制度(女

性、若者／シニア起業家支援資金)や、無担保、無保証人で融資を受けられる新創業融資制度を用意し、開業・創業の支援を行っている。

また、全国商工会連合会、日本商工会議所に対する補助を通じて、創業に向けて具体的な行動を起こそうとする者を対象に、創業に必要な実践的能力を30時間程度で習得させる創業塾を実施しており、この中で女性向け創業塾を実施した。

厚生労働省では、起業を希望する女性を支援するため、起業支援セミナーの開催や交流会等支援事業を実施した。

#### 2 雇用・起業以外の就業環境整備

厚生労働省では、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、委託者、家内労働者に対し、家内労働手帳の普及、工賃支払の確保、最低工賃の決定・周知、安全衛生の確保等の対策を推進した。

## 第5章

# 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

### 第1節 あらゆる場における意識と行動の変革

農林水産省では、「食料・農業・農村基本計画」(平成22年3月30日閣議決定)において、「農業人口の過半を占め、農業や地域の活性化で重要な役割を果たしている農村女性の農業経営への参画や、地域資源を活用した加工や販売等に進出する女性の起業活動を促進する。また、女性の地域社会への一層の参画を図るため、家族経営協定の締結の促進等を通じ、農村における仕事と生活のバランスに配慮した働き方を推進するとともに、政府の男女共同参画に関する目標の達成に向け、農業協同組合の女性役員や女性農業委員等の登用増等の目標を設定し、その実現のための普及・啓発等を実施する」とし、本課題の実現に向けた取組を推進した。

また、農山漁村に暮らす男女のあらゆる場における意識と行動の変革を進めるため、「農山漁村女性の日」(毎年3月10日)記念行事の開催、地域における優良な女性の取組や女性支援組織の表彰への支援

など、男女共同参画社会の形成に向けた普及啓発等を推進した。

さらに、男女を問わず「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得するため、「食育推進基本計画」(平成18年3月食育推進会議決定)に基づき、「食事バランスガイド」の活用を通じ、米を中心とし多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践を促進した。また、我々の食生活が、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動の上に成り立っていることへの理解を深めることを目的として、農林漁業者などが一連の農作業等の体験の機会を提供する教育ファームの取組を推進した。

### 第2節 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

農林水産省では、農村地域における政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、「新たな食料・農業・農村基本計画を踏まえた女性の登用促進のための普及・啓発について」(平成22年8月3日経営局長通知)を発出し、各農業協同組合及び農業委



員会において、  
ア 役員又は委員（以下「役員等」という。）に女性が一人も登用されていない組織を次回の役員等の改選時において解消すること  
イ 平成27年3月までに、各組織において2名以上の女性役員等の登用を確実に達成すること  
を具体的な目標として取組を推進することについて、都道府県及び関係団体に協力要請を行った。また、この目標の達成に向けた普及啓発活動及び地域組織レベルでの女性の登用状況の調査・公表、女性の登用が遅れている地域に対する重点的な推進活動等を実施した。さらに、経営管理能力等向上に向けた研修や情報提供を実施し、地域の女性リーダーの育成を図った。

### 第3節 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

農林水産省では、研修や情報提供等の支援により女性の農林漁業経営への参画を促進した。

また、女性の経済的地位の向上等に資する農林水産物の生産・加工・販売等に取り組む女性の起業活動の更なる発展に向けて、女性起業と商工業者等との連携活動に関する実証等を通じた起業活動の高度

化への支援を行った。さらに、近年、女性の就業が増えている農業法人における女性が働きやすい環境整備に関する実態調査及び普及啓発に向けた取組を支援した。

### 第4節 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

農林水産省では、女性が能力を十分発揮し活動しやすい環境を整備するため、地域活動や加工・販売等を行うための施設等の整備を支援するとともに、家族経営協定の締結の促進等を通じ、農村における仕事と生活のバランスに配慮した働き方を推進した。

### 第5節 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

農林水産省では、農村において高齢者が健康に生涯現役で活躍できるよう医療関係者による健康状態調査等の健康管理活動、地元産農産物等を食材とした食事メニューや加工品の開発・普及、ヘルパーや配食活動を行う農村女性グループの人材養成活動等を支援した。

## 第6章

## 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

### 第1節 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

#### 1 仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進

平成19年12月に策定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（以下「憲章」という。）及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下「行動指針」という。）に基づき、仕事と生活の調和実現に向けた取組が行われてきたが、リーマン・ショック後の経済情勢等の変化や、労働基準法（昭和22年法律第49号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」

という。）等の改正等の施策の進展を受け、22年6月29日、経済界、労働界、地方公共団体の代表者、有識者、関係閣僚により構成される「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において、政労使の合意の下、新たな「憲章」・「行動指針」が策定された。新たな「憲章」・「行動指針」では、「ディーセント・ワーク」や「新しい公共」など新しい概念が盛り込まれたほか、2020年に向けた数値目標が設定されている。

トップ会議の下に設置されている「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」は、平成22年度においても数次にわたって開催され、「憲章」・「行動指針」に基づく取組の点検・評価を行った。

平成22年9月には、「憲章」・「行動指針」の改定を踏まえ、企業と働く者、国民、国、地方公共団体等

の取組を今後の展開を含めて紹介するとともに、今後重点的に取り組むべき事項を提示した「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート2010」を取りまとめ公表した。

内閣府では、国や地方公共団体等が実施する女性の活用や仕事と生活の調和推進に関連する企業や団体等に対する主だった表彰の一覧を掲載している。また、気運の醸成に向けた取組として、「カエル! ジャパン」キャンペーンを推進しているほか、月に1回、その月のテーマに応じた仕事と生活の調和に関する施策や調査研究、イベントなどのトピックスをまとめたメールマガジン「カエル! ジャパン通信」を配信している。

平成22年9月には「仕事の効率化」への取組事例を企業へのヒアリング等により調査した「ワーク・ライフ・バランスのための仕事の進め方の効率化に関する調査」の報告書を取りまとめるとともに、この調査結果に基づき、企業と働く者が仕事の効率化のために取り組むべきポイントを「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた「3つの心構え」と「10の実践」～仕事を効率化してめりはりワークを実現しよう～」としてまとめ、公表した。

厚生労働省では、「憲章」及び「行動指針」を踏まえつつ、あらゆる機会をとらえ、職業生活と家庭生活の両立を図りやすくするための雇用環境の整備に関する周知啓発活動を積極的に行っている。

特に、男性の育児休業の取得促進を図るための「パパ・ママ育休プラス」(父母共に育児休業を取得する場合、休業取得可能期間を2か月延長できる制度)等の導入を始めとした改正育児・介護休業法の施行(平成22年6月)を踏まえ、育児を積極的にする男性(「イクメン」)を応援するために「イクメンプロジェクト」を実施した。イクメンプロジェクトでは、男性の育児休業の取得促進を目的として、イクメンプロジェクト公式サイト(<http://ikumen-project.jp/>)の開設、シンポジウムの開催等を実施した。イクメンプロジェクト公式サイトでは、個人及び企業等団体からイクメン宣言、イクメンサポーター宣言及び育休・育児体験談を募集した。特に育休・育児体験談を投稿した者については、この中から毎月「イクメンの星」を選定した。また、シンポジウムを都内2か所において開催した。さらに、「父親のワーク・ライフ・バランス～応援します!仕事と子育て両立

パパ～」ハンドブックを作成した。

## 2 仕事と子育て・介護の両立のための制度の定着促進・充実

女性の育児休業取得率は9割近くに達するなど一定の成果が表れてきている一方、女性の就業状況を見ると、第1子出産を機に依然として6割以上の女性労働者が離職しており、その中には、仕事を続けたかったが仕事と育児の両立が難しく辞めた人も少なくない。また、男性の約3割が育児休業を取りたいと考えているが、男性の育児休業取得率は1.72%にとどまっている。

こうした現状を踏まえ、男女共に子育て等をしながら働き続けることができる環境を整備するため、平成22年6月に改正育児・介護休業法が施行された。

改正育児・介護休業法の主な内容は、(ア)3歳までの子を養育する労働者に対する短時間勤務制度の措置義務化及び所定外労働の免除の義務化、(イ)男性の育児休業取得促進のための制度として、父母が共に育児休業を取得する場合の育児休業取得可能期間の延長(パパ・ママ育休プラス)、(ウ)介護のための短期の休暇制度の創設などである。厚生労働省では、同改正法の内容を含めた法の周知徹底を図るとともに、企業において法の内容が定着し、法の履行確保が図られるよう、計画的に事業所を訪問し、就業規則等で必要な制度が設けられているかを確認するなど、制度の普及・定着に向けた行政指導等を実施している。

また、休業の申出又は取得を理由とした不利益な取扱いなど、育児・介護休業法に基づく労働者の権利が侵害されている事案について、労働者からの相談があった場合は、平成22年2月から都道府県労働局に配置している育児・介護休業トラブル防止指導員を活用して、迅速、適切に対応し、法違反がある場合その他必要な場合には事業主に対する適切な指導を行った。

さらに、労働者等から相談が寄せられた場合には、問題の把握を十分に行うとともに、相談者のニーズに応じ、改正育児・介護休業法施行により新設された都道府県労働局長による紛争解決援助及び両立支援調停会議による調停を行い、円滑かつ迅速な解決を図った。

また、平成19年4月に成立した雇用保険法等の一

部を改正する法律（平成19年法律第30号）において、19年10月から22年3月31日までの暫定措置として、雇用の継続を援助、促進するための育児休業給付の給付率を休業前賃金の40%（休業期間中30%・職場復帰6か月後に10%）から50%（休業期間中30%・職場復帰6か月後に20%）に引き上げ、21年3月に成立した雇用保険法等の一部を改正する法律（平成21年法律第5号）において、22年3月末まで給付率を引き上げている暫定措置を当分の間延長するとともに、休業中と復帰後に分けて支給している給付を統合し、全額を休業期間中に支給することとした。

### 3 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備

#### (1) 働き方の見直し

厚生労働省では、いわゆる「労働時間分布の長短二極化」の進展、長い労働時間等の業務に起因した脳・心臓疾患に係る労災認定件数の高水準での推移、労働者の意識や抱える事情の多様化等の課題に対応するために、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）及び「労働時間等見直しガイドライン」（労働時間等設定改善指針（平成18年厚生労働省告示第197号））に基づき、年次有給休暇の取得促進及び所定外労働の削減を始めとした労使の自主的な取組を促進する施策を推進した。

#### (2) 企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進、評価

次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づき、国、地方公共団体、事業主、国民がそれぞれの立場で次世代育成支援を進めており、平成20年12月に、地域や企業の更なる取組を促進するため、同法が改正された。

同改正法においては、常時雇用する労働者数が301人以上の企業が、平成21年4月1日以降に労働者の仕事と子育ての両立支援に関する一般事業主行動計画（以下「行動計画」という。）を策定又は変更した場合に、行動計画の公表及び労働者への周知が新たに義務付けられた。これに伴い、厚生労働省では、企業において同改正法に沿った行動計画の公表及び労働者への周知がなされるよう、「両立支援の

ひろば」（<http://www.ryouritsushien.jp/>）等の周知と併せ、次世代法の履行確保を図った。

また、平成23年4月1日から、一般事業主行動計画の策定・届出等が義務となる企業が、常時雇用する労働者数301人以上企業から101人以上企業へ拡大することとなることから、厚生労働省では、次世代育成支援対策推進センターや地方公共団体等と連携し、企業において行動計画の策定・届出が早期に行われるよう周知・啓発を行うとともに、次世代法に基づく認定の取得促進を図っている。

さらに、改正次世代法が施行されるまでの間、特に新たに行動計画の策定・届出が義務となる企業を支援するために、「中小企業一般事業主行動計画策定推進2か年集中プラン」として、都道府県労働局において新たに行動計画の届出が義務となる企業に対する個別企業訪問等の支援事業を実施し、円滑な施行に向けた支援を実施した。

【参考：平成22年12月末現在】

○ 一般事業主行動計画届出状況	
	規模計 41,849社
	301人以上企業 13,121社 (届出率93.6%)
	101人以上300人以下企業 5,491社 (届出率15.2%)
	300人以下企業 28,728社
○ 認定企業	1,016社

また、国及び地方公共団体においても、職員を雇用する「事業主」の立場から、職員の仕事と子育ての両立支援等に関する「特定事業主行動計画」を策定することとされており、平成21年10月1日現在で国及び全ての都道府県では策定済みであり、市区町村については98.1%が策定済みである。

厚生労働省では、企業の「仕事と家庭の両立のしやすさ」を示す両立指標についてインターネット上でその進展度を診断できるファミリー・フレンドリー・サイト（<http://www.familyfriendly.jp/>）や両立支援に積極的に取り組んでいる企業の取組等を掲載したサイト「両立支援のひろば」の活用を進めるなど周知・広報を行うとともに、ファミリー・フ

フレンドリー企業への表彰（厚生労働大臣賞及び都道府県労働局長賞）の実施により、仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行うファミリー・フレンドリー企業の普及促進を図っている。

また、育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境を整備する事業主に対し、助成金を支給するなどの支援を行っているほか、育児・介護等の各種サービスに関する地域の具体的情報をインターネットにより提供している（「フレイフレネット」（<http://www.2020net.jp/>））。

さらに企業による子育て支援の推進を図るため、一定の要件を満たす事業所内託児施設等の取得等をした法人に対して、税制上の優遇措置を講じている。

## 第2節

### 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

#### 1 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

子どもと子育てを応援する社会の実現に向けて、平成22年度から26年度までの5年間で目指すべき施策内容と数値目標を盛り込んだ「子ども・子育てビジョン」を策定した（平成22年1月29日閣議決定）。「子ども・子育てビジョン」に基づき、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと転換し、社会全体で子育てを支え、個人の希望を実現することを目指して、子ども手当の創設など経済面の支援と、保育サービス等の基盤整備とのバランスのとれた総合的な子育て支援を推進している。

子ども手当については、「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律案」を第174回国会に提出し、平成22年3月に成立、同年4月1日から施行することとなった。

子ども手当は、子育てを未来への投資として、次代を担う子どもの育ちを個人の問題とするのではなく、社会全体で応援するという観点から実施するものであり、平成22年度においては、中学校修了前までの子ども一人につき月額1万3,000円の子ども手当を、その父母等に支給することとした。

また、幼保一体化を含め、新たな子ども・子育て支援のための制度・給付・財源の包括的・一元的な

制度（以下「子ども・子育て新システム」という。）の構築を進めるため、平成22年1月に関係閣僚で構成する「子ども・子育て新システム検討会議」を立ち上げた。同会議の下で作業グループを開催し、関係者からのヒアリング等を行い、同年6月に「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を同会議において取りまとめ、少子化社会対策会議に報告、決定された。

その後、より具体的な制度の検討を進めるため、同会議の下で有識者等の参画を得て3つのワーキングチームを開催し、関連法案の早期提出を目指し、議論を進めている。

さらに、喫緊の待機児童解消のため、総理指示により、内閣府特命担当大臣（少子化対策）を主査として「待機児童ゼロ特命チーム」を設置し、平成22年11月29日に「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」を取りまとめた。

さらに、地方公共団体においては、次世代法に基づき、地域における子育て支援や母性、乳幼児の健康の確保・増進等を内容とする地域行動計画が策定され、これに基づく取組が進められている。

地域行動計画は、5年を1期として全ての地方公共団体に策定が義務付けられており、都道府県及び市町村においては、平成21年度中に策定した「後期行動計画」に基づき、取組が進められた。

#### (1) 保育サービス等の充実

厚生労働省では、平成22年度において、「安心こども基金」を積み増すとともに、事業実施期限を23年度末まで延長し、保育所の整備、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を進め、保育サービス等の充実・拡充を行っている。

また、上述の「国と自治体が一体的に取り組む待機児童『先取り』プロジェクト」により、待機児童解消に先進的に取り組む自治体を対象に、23年度からの実施を図ることとされた。

#### (2) 「放課後子どもプラン」の推進

文部科学省と厚生労働省が連携し、地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、総合的な放課後対策として

実施する「放課後子どもプラン」を平成19年度に創設し、原則として、全ての小学校区での実施を目指し推進を図るとともに、必要な経費の支援を行っている。

平成22年度において、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」については全国9,280か所で、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」については全国1万9,946か所が全国でそれぞれ実施されている。

### (3) 幼稚園における子育て支援の推進

文部科学省では、幼稚園教育要領に基づき、幼稚園の標準の教育時間（4時間）の前後や長期休業期間中などに行われる、いわゆる「預かり保育」や、子育て相談や子育てに関する情報提供、保護者同士の交流の機会の提供など、幼稚園における子育て支援活動を推進している。

平成22年度においては、全国の幼稚園の教員等を対象に、幼稚園教育要領等の趣旨の理解を推進するための協議会を行い、幼稚園における子育て支援の更なる推進を図っている。また、公立幼稚園については、地方交付税により、私立幼稚園については、私学助成により、預かり保育や子育て支援活動を支援している。

### (4) 認定こども園制度の普及促進

幼稚園、保育所等のうち、(ア)就学前の子どもに教育・保育を提供する機能（保育に欠ける子どもも欠けない子どもも受け入れて教育・保育を一体的に行う機能）、(イ)地域における子育て支援を行う機能（全ての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子のつどいの場の提供などを行う機能）を備える施設について、都道府県知事等が認定する「認定こども園」制度が平成18年10月から開始された。この、「認定こども園」の認定件数は、23年4月1日現在、全国で762件となっている。認定こども園制度の普及促進のため、20年度に「認定こども園制度の在り方に関する検討会」を立ち上げ、(ア)財政支援の充実、(イ)会計処理等における二重行政の解消、(ウ)教育と保育の総合的な提供の推進、(エ)家庭や地域の子育て支援機能の強化、(オ)質の維持・向上への対応などの認定こども園における課題について議論を進め、21年3月に報告を取りまとめ

るとともに、報告書において指摘された課題について対応してきた。22年度においては、これらを踏まえ、更なる制度の普及促進を図っている。

### (5) 幼稚園就園奨励事業の促進

保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、公・私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を図ることを目的として、保育料等を軽減する「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、文部科学省では、幼稚園就園奨励費補助金により所要経費の一部を補助している。

当該補助金は、兄弟姉妹の同時就園を条件に、第1子に対して、第2子以降の園児の保護者負担を軽減する優遇措置を講じており、平成18年度からは小学校1年生に兄・姉を有する園児について優遇措置の対象とする条件緩和を講じ、20年度からは保護者負担の一層の軽減を図るため、小学校3年生までに兄・姉を有する園児を優遇措置の対象としている。また、22年度は低所得者への給付の重点化を図った。

### (6) 地域の子育て・介護支援体制整備

厚生労働省では、身近な場所に子育て中の親子が気軽に集まって、相談や交流を行う地域子育て支援拠点の設置を推進しており、平成22年度は5,521か所で実施されている。また、保護者の通院や社会参加活動、又は育児に伴う心理的・身体的負担の軽減のため、保育所や駅前等利便性の高い場所で就学前の児童を一時的に預かる一時預かり事業の取組を推進しており、22年度は7,046か所で実施されている。乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、保育施設までの送迎や放課後の預かり、病児・病後児の預かり等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置を促進している。22年度は637か所で実施されている。

経済産業省では、商店街振興組合等が行う商店街活性化に向けた取組のうち、商店街の空き店舗を活用した、子育て支援施設の設置・運営など子育て支援事業等への支援を行った。

また、子育て支援、高齢者福祉、村おこし、環境保護など、地域の様々な社会的課題をビジネスの手法を用いて解決するソーシャルビジネスを振興することで、高齢者や女性等の社会進出を促進し、地域における新たな産業や雇用の創出による地域活性化

を図っている。加えて、ソーシャルビジネス事業者の資金調達ニーズに対しては、民間金融を補完しつつ、株式会社日本政策金融公庫を通じた融資を実施することで、資金調達の円滑化に向けた環境整備を進め、事業活動の促進を目指している。

さらに、多様なライフスタイルに対応した子育てや介護を促進するに当たっては、民間サービス事業者等様々な主体の参入を促進することが重要であることから、介護・保育等の分野への民間サービス事業者等の参入を促進するための制度環境整備を進めるため、大規模データ収集・分析等の調査研究を行う事業を実施している。

### (7) 家庭教育支援

文部科学省では、地域における家庭教育支援の活性化を図ることで、地域全体の教育力が向上するよう、地域住民、学校、行政、NPO、企業等との協働による、地域や企業等が実践する効果的な取組事例等を活用した研究協議を行い、全国的な啓発を行った。

また、全ての親が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域人材の養成や、家庭教育支援チームの組織化、学校を始めとした多くの親が集まる様々な場を活用した学習機会の提供など、社会全体の協働による地域の主体的かつ持続可能な取組への支援を実施した。

さらに、家庭教育に関するヒント集として、家庭における子育てやしつけの在り方などを紹介した「家庭教育手帳」を文部科学省ホームページへ掲載し、全国の教育委員会やPTA、子育て支援団体等における家庭教育に関する学習機会等での活用を促しているほか、平成18年度から、子どもの生活リズムを向上させ、望ましい基本的な生活習慣を育成するため、様々な民間団体と連携して「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進している。

独立行政法人国立女性教育会館では、家庭教育の重要性に鑑み、現代の家庭教育・子育て支援の現状と課題の把握、更に子育ての新たな支え合いと連帯を推進するため、「家庭教育・次世代育成のための指導者養成セミナー」を実施した。

### (8) 児童虐待への取組の推進

児童虐待への対応については、平成12年11月、児

童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)が施行され、その後、16年及び19年に児童虐待防止法及び児童福祉法の改正が行われ、制度的な対応について充実が図られてきた。しかし、重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続け、21年度には4万4,211件となるなど、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっている。児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるため、児童虐待の防止に向け、(ア)虐待の「発生予防」、(イ)虐待の「早期発見・早期対応」、(ウ)虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備・充実していくことが必要である。

厚生労働省では、(ア)発生予防に関しては、生後4か月までの全ての乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」や、養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う「養育支援訪問事業」の推進、子育て中の親子が相談・交流できる「地域子育て支援拠点」の整備、(イ)早期発見・早期対応に関しては、市町村における「子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)」の機能強化、児童相談所の体制強化のための児童福祉司の確保等、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取組を行う親支援の推進、(ウ)保護・自立支援に関しては、家庭的環境での養護を促進するため里親制度の拡充、児童養護施設等の小規模ケアの推進、児童家庭支援センターの拡充、施設内虐待の防止等施設入所児童の権利擁護の推進などの取組を進めている。

平成21年4月、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)が一部を除き施行された。児童虐待に関係する主な内容としては、(ア)「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」、「地域子育て支援拠点事業」等子育て支援サービスの法定化、(イ)子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の機能強化、(ウ)里親制度の改正、施設内虐待の防止等の規定等が盛り込まれている。

厚生労働省では、平成16年から11月を「児童虐待

防止推進月間」と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、関係府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した広報・啓発活動を実施している。22年度においては、月間標語の公募、全国フォーラムの開催（広島県広島市）、広報用ポスター等の作成・配布及び政府広報を活用したテレビ、新聞等による広報啓発等を実施した。また、民間団体が中心となって実施している「オレンジリボン・キャンペーン」について後援を行っている。

警察では、児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、児童虐待事案の早期発見と迅速かつ確実な通告、児童相談所長等による児童の安全確認等に万全を期するための適切な援助、適切な事件化と児童の支援等に努めるなど、関係機関と緊密な連携をとりつつ、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応を図っている。

法務省の人権擁護機関では、子どもの人権問題に関する専用の電話相談窓口である「子どもの人権110番」を設置し、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施するほか、相談用の便せん付き返信用封筒「子どもの人権SOSミニレター」を小中学生に配布し、さらに、子ども向けのインターネット人権相談受付窓口（子どもの人権SOS-eメール）を開設して24時間365日相談の受付登録を可能とするなどして相談体制の充実を図っている。また、全国各地で講演会・研修会等の実施などの啓発活動を積極的に推進するとともに、人権相談、人権侵犯事件の調査処理を通じて、児童虐待の問題に取り組んでいる。

文部科学省では、児童虐待への適切な対応等について、学校教育及び社会教育関係者に対し引き続き周知を図り、学校教育・社会教育関係者と児童相談所等の関係機関との緊密な連携の促進に努めている。また、各学校・教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の充実を図るため、国内・海外の先進的取組等の収集・分析などを平成17年度より実施し、18年5月に報告書を取りまとめた。18年度においては、教職員向けの研修モデル・プログラムの検討を行い、20年度には、18年5月に取りまとめた「学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究」の成果を踏まえ、虐待を受けた子どもへの支援等について教職員の対応スキルの向上を図るよう、研修教材を作成した。21年5月には、当該研修

教材「児童虐待防止と学校」（CD-ROM）を、都道府県等を通じて、学校教育関係者に配付し、教職員の意識啓発とスキルの向上を図った。また、22年3月に、厚生労働省と協議の上、学校等と児童相談所等の相互の連携を強化するため、学校等から児童相談所等への児童の出欠状況等の定期的な情報提供の実施方法等に関して、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を策定し、都道府県・政令指定都市の教育委員会、福祉部門等宛に通知した。22年度においては、当該通知に基づき、学校等から児童相談所等への定期的な情報提供や児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携等について、会議等において都道府県等を通じて、学校教育関係者を指導した。

児童虐待防止のための親権に関する規定の見直しについては、平成22年2月に法制審議会に設置された「児童虐待防止関連親権制度部会」において、調査審議が重ねられ、同年12月には「児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する要綱案」を決定した。この要綱案が23年2月に法制審議会において要綱として決定され、法務大臣に答申された。また、厚生労働省においては、22年2月に社会保障審議会児童部会に設置された「児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」において議論が行われ、23年1月に「児童の権利利益を擁護するための方策について」と題する報告書が取りまとめられた。これらの要綱及び報告書を踏まえて23年3月4日に民法等の一部を改正する法律案を第177回国会に提出した。

本法律案は、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、民法、児童福祉法その他の法律を改正するものである。

本法律案では、まず、必要に応じて適切に親権を制限等することができるようにするため、(ア)民法に、2年以内の期間に限って親権を行うことができないようにする親権の停止制度を創設する、(イ)民法において、子の親族及び検察官のほか、子、未成年後見人及び未成年後見監督人も、家庭裁判所に対し、親権喪失等の審判の請求をすることができるようにするとともに、児童福祉法において、児童相談所長は、家庭裁判所に対し、親権喪失のほか、親権停止又は管理権喪失の審判の請求もすることができるようにする、(ウ)児童福祉法において、施設入所

等の措置が採られている子の監護等に関し施設長等が採る措置を、親権者等が不当に妨げてはならないことを明確化する、といった措置を講ずることとしている。次に、親権の制限等をした後の子の安定的な監護を図るため、(ア)民法において、複数又は法人の未成年後見人を選任することを可能にする、(イ)児童福祉法において、里親等委託中及び一時保護中で親権者等がない子について、親権者等があるに至るまでの間、児童相談所長が親権を行うこととするほか、民法において、親権者は子の利益のために監護教育をすべきことを明確にすることや、離婚後の子の監護に関する事項として面会交流等を明示すること、また、児童福祉法において、2か月を超える親権者等の同意のない一時保護については、その延長の是非について、第三者機関である児童福祉審議会の意見を聴くこととする等盛り込んでいる。

#### (9) 子育てを支援する良質な住宅、居住環境及び道路交通環境の整備

国土交通省では、子育てに適したゆとりある住宅・居住環境を確保するため、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進するとともに、住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを利用した融資等により、良質な持家の取得を支援している。また、公的賃貸住宅については、保育所等の子育て支援施設との一体的整備を推進しているほか、事業主体により、子育て世帯等に対し当選倍率を優遇するなどの対応を行っている。さらに、職住近接で子育てしやすい都心居住、街なか居住を実現するため、住宅の供給や良好な住宅市街地などの環境整備を行っている。さらに、安全で安心な道路交通環境の整備として、歩道、自転車道等の設置、歩行者等を優先する道路構造の整備等、交通安全施設等の整備を実施している。

警察では、子ども連れでも自宅周辺や通学路を安心して歩くことができるよう、生活道路等において、信号機等の交通安全施設等を重点的に整備し、通過交通の進入抑制や速度抑制、外周となっている幹線道路における交通流円滑化等の道路交通環境の整備に努めた。

また、子育て支援の効果をも有する交通安全対策として、幼稚園・保育所等と連携したチャイルドシー

トの正しい取付け方に関する講習会や幼児二人同乗用自転車の安全利用に関する自転車教室を開催するほか、地方公共団体、民間団体等が実施している各種支援制度の活用を通じて、チャイルドシートや幼児二人同乗用自転車の普及促進に積極的に取り組んでいる。

さらに、道路交通法の一部を改正する法律（平成21年法律第21号）により平成22年4月から導入された高齢運転者等専用駐車区間制度を運用し、高齢運転者や妊娠中の運転者等による駐車支援に努めている。

#### (10) 子育てバリアフリー等の推進

国土交通省では、平成18年12月に施行された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）等に基づき、多くの方が利用する建築物、公共交通機関及び道路や都市公園等の公共施設について、妊産婦や乳幼児連れの方にも利用しやすいように、段差の改善等による個別のバリアフリー化を図るとともに、これら施設等の一体的なバリアフリー化を推進している。

また、ハード整備と併せて、高齢者等の介助体験・疑似体験等を内容とする「バリアフリー教室」の開催等により「心のバリアフリー」の促進を図るとともに、「らくらくおでかけネット」等によって、施設のバリアフリー化の状況に関する情報提供を行うなどソフト面の施策についても積極的に推進している。

さらに、安全で安心して利用ができる幼児送迎サービスを提供するための個別輸送サービス（STS：スペシャル・トランスポート・サービス）の普及を推進している。

## 2 ひとり親家庭等に対する支援の推進

厚生労働省では、母子家庭の母等について、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）等に基づき、(ア)保育所の優先入所、日常生活支援事業等の子育て・生活支援策、母子家庭等就業・自立支援センター事業、(イ)母子家庭自立支援給付金等の就業支援策、(ウ)養育費相談センターの設置等の養育費の確保策、(エ)児童扶養手当の支給、母子寡婦福祉貸付金の貸付けによる経済的支援策といった自立支援策を総合的に展開している。



平成22年度においては、上記施策の推進を図るとともに、安心子ども基金を活用して、高等技能訓練促進費等の支給期間の拡大やひとり親家庭等の在宅就業の環境整備の推進など、就業・自立に向けた支援を実施した。

加えて、ひとり親家庭の自立支援の拡充を図るため、平成22年8月より、児童扶養手当の支給対象を父子家庭の父にも拡大した（最初の支給は同年12月）。

さらに、平成21年12月に復活させた生活保護の母子加算（月額2万3,260円（子一人、居宅（1級地）））について、子どもの貧困解消を図るため、22年度においても引き続き支給した。

## 第3節 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進

### 1 家庭生活への男女の共同参画の促進

#### (1) 家庭教育に関する学習機会の充実

文部科学省では、就学時健診等の多くの親が集まる機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供を支援している。

#### (2) 父親の家庭教育参加の支援・促進

文部科学省では、父親の家庭教育への参加を促進するため、父親の家庭教育を考える集いや、企業に出向いた学習講座の実施などを支援している。

#### (3) 男性の家庭生活への参画促進のための広報・啓発等

法務省の人権擁護機関では、「女性の人権を守ろう」を年間強調事項の一つに掲げており、毎年12月4日から10日（人権デー）までの「人権週間」のほか、1年を通して、男女の固定的役割分担意識を是正し、男性の家庭生活への参画を促進するため、全国各地で出版物による広報、講演会・座談会等の開催などを行っている。

内閣府では、仕事と生活の調和の重要性を、様々な規模・業種の企業や国民の各層に発信していくため、「カエル！ジャパン」キャンペーンを推進している。

### 2 地域社会への男女の共同参画の促進

#### (1) 地域社会活動への参画促進

内閣府では、各地域の課題解決に向けた主体的な取組を支援するため、地方公共団体、地域団体、女性関連団体等の求めに応じ、課題解決のための活動の充実等に際し、適切な指導・助言ができる地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザーを派遣することにより、地域における男女共同参画促進を支援している。

法務省の人権擁護機関では、地域社会への男女の共同参画の促進を含む女性の人権擁護のため、全国各地で各種啓発活動を行っている。

#### (2) ボランティア活動等の参加促進のための環境整備

内閣府では、市民活動に関する情報提供として、内閣府NPOホームページにおいて、全国の特非営利活動法人に関する基本情報やNPO関連施策情報を入手することが可能な「NPOポータルサイト」や「NPO施策ポータルサイト」を運用している。

厚生労働省では、全国レベルでの福祉意識の高揚を図り、ボランティア活動に対する国民の理解と活動への参加促進等を図ることを目的として「全国ボランティア・市民活動振興センター」への支援や地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組を行う地方自治体や民間団体等への支援を行う「地域福祉等推進特別支援事業」を実施するとともに、勤労者が地域活動、ボランティア活動等への参加を可能とする特別な休暇制度の普及促進を図るための「特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及事業」を実施した。

#### (3) 消費者教育の推進・支援

消費者庁では、消費者基本法（昭和43年法律第78号）及び消費者基本計画（平成17年閣議決定、22年3月改定）に基づき消費者教育全般の推進を図っている。

具体的には、消費者教育の基盤整備として、消費者教育に関する教材等の情報を提供するために、消費者教育ポータルサイトの運用を行っている。

また、文部科学省と連携して、学校や社会教育施設における消費者教育の推進を図っている。

国民生活センターでは、消費生活や消費者問題に関する出前講座の開催やメールマガジン「見守り新鮮情報」、「子どもサポート情報」及び「生活ニュー

ネットマガジン」の発行により、トラブルの未然防止のための学習機会の提供を図っている。

このほか、各地の消費生活センターでも各種の講座が開催されているほか、各種団体において、消費者教育に関する各種教材の作成や講師派遣などを実施している。

文部科学省では、学校教育の分野において、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて、消費生活や消費者問題に関する指導を行っている。平成20年3月に改訂された小・中学校学習指導要領及び21年3月に改訂された高等学校学習指導要領においては、消費者教育に関する内容の充実を図った。

また、関係機関と連携し、教員の指導力向上のための講座等を実施した。社会教育の分野では、生涯の各時期における消費者問題等に関する多様な学習機会の提供等が図られるよう、公民館等の社会教育施設の講座等において、消費者問題に関する学習機会が設けられている。

また、習得した知識が具体的な行動に結び付くような消費者教育の内容及び方法について、大学や地域の関係団体等と連携した実証的な調査研究の実施などを通して、消費者教育のより一層の充実を図っている。

## 第7章

# 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

### 第1節

## 高齢者の社会参画に対する支援

### (1) 高齢者の社会参加活動の促進

政府は、基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として、「高齢社会対策大綱」（平成13年12月閣議決定）を策定し、これに沿って関係行政機関が連携・協力を図りつつ、施策の一層の推進を図っている。

内閣府では、年齢にとらわれず自らの責任と能力において自由で生き生きとした生活を送る高齢者や社会参加活動を積極的に行っている団体等を全国から募集し、「高齢社会フォーラム」等を通じて広く紹介している。

厚生労働省では、自治体における高齢者の生きがい・健康づくりの推進や老人クラブの活動への支援を行っているほか、全国健康福祉祭（ねんりんピック）に対する支援を行っている。

### (2) いくつになっても働ける社会の実現

厚生労働省では、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき、65歳までの段階的な定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の高年齢者雇用確保措置が着実に実施されるよう事業主への指導・支援に取り組んでいる。

また、中高年齢者を試行的に雇用する事業主に対

する支援等により、高年齢者の再就職の促進を図っている。

さらに、雇用対策法（昭和41年法律第132号）の改正により、平成19年10月から、労働者の募集・採用における年齢制限が原則として禁止され、厚生労働省では、その着実な施行に取り組んでいる。

加えて、臨時的かつ短期的又は軽易な就業を希望する高齢者に対しては、シルバー人材センターにおいて、地域の日常生活に密着した仕事を提供し、高齢者の多様なニーズに応じた就業機会の確保に努めている。

### (3) 学習機会の整備等

文部科学省では、総合型地域スポーツクラブの全国展開を推進し、子どもから高齢者まで誰もがスポーツに身近に親しむことができる環境整備を支援している。

国民生活センターでは、消費者問題の専門家を全国各地に派遣し、高齢者に対し公民館や学校等の施設や集会場において消費者問題を分かりやすく説明する出前講座を開催することにより、消費生活や消費者問題に関する学習機会の提供を図っている。

## 第2節

# 高齢者が安心して暮らせる 介護体制の構築

### 1 介護保険制度の着実な実施

介護保険制度については、平成12年4月に施行されてから10年が経過し、高齢期の国民生活を支える制度として順調に定着しつつある。その一方で、高齢化が一層進展する中で「制度の持続可能性」を確保するとともに、認知症の高齢者の増加等の新たな課題に対応できる制度とするため、介護保険制度全般にわたる見直しを行った介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）が17年6月に成立し、18年4月から本格施行された。

また、一部の広域的な介護サービス事業者による悪質かつ組織的な不正事案が発生したため、このような不正事案を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、介護サービス事業者に対する規制の在り方について見直すことを内容とした介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成20年法律第42号）が20年5月に成立し、21年5月から施行された。

さらに、第169回国会で、介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律（平成20年法律第44号）が成立した。こうした状況を踏まえ、21年4月にプラス3.0%の介護報酬改定を行うなど、介護従事者の処遇改善を図っている。

### 2 高齢者保健福祉施策の推進

#### (1) 介護サービス基盤の整備

介護・福祉サービスの基盤整備に当たっては、身近な生活圏域で介護予防から介護サービスの利用に至るまでの必要なサービス基盤を整備していく必要があることから、厚生労働省では、地方公共団体が創意工夫し、整備を行うことができるよう、地方公共団体が策定する整備計画に対する助成制度である地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金により、総合的な支援を行っている。

また、平成21年度第1次補正予算において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金（各都道府県に設置）を創設し、平成23年度までの介護施設や地域介護拠点の緊急整備を支援している（平成22年度において、更なる整備促進のため、助成単価の引上げを実施）。

#### (2) 介護予防のための取組

高齢者が要介護状態等となることを予防し、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防事業を実施している。

#### (3) 利用者保護と信頼できる介護サービスの確保

厚生労働省では、高齢者が介護サービスを適切に選択し、利用できるような環境づくりを進めるため、介護サービス事業者の運営基準の適切な運用を図るとともに、介護サービス事業者の参入促進、福祉用具の開発・普及などの施策を推進している。また、利用者の介護サービスの選択に資するため、平成18年4月から「介護サービス情報の公表」制度を施行し、都道府県が行う事業所調査、情報の公表等の総合的な支援を行っている。

### 3 介護に係る人材の確保

厚生労働省では、介護福祉士、介護支援専門員及び訪問介護員について、養成研修や資質の向上のための研修等を実施するとともに、その内容の充実等を図っている。また、全国の主要なハローワークに「福祉人材コーナー」を設置し、きめ細かな職業相談、職業紹介、求人者への助言、指導等を行うとともに、他産業からの離職を余儀なくされた非正規労働者等が多数利用するハローワークにおいて、介護に関する情報提供及び「福祉人材コーナー」への誘導等の支援を実施している。

さらに、介護基盤人材確保等助成金、介護未経験者確保等助成金の活用促進のほか、介護労働安定センターにおいて雇用管理改善のための相談援助を行っている。加えて、介護サービスの高度化・多様化に対応した教育訓練の積極的な実施を図っている。

## 第3節 高齢期の所得保障

公的年金制度を持続可能なものとし、その信頼を確保するための財政上の措置として、基礎年金国庫負担割合2分の1の維持が必要不可欠となっている。この観点から、平成23年度政府予算では、財政投融资特別会計から一般会計への特例的な繰入金などの臨時の財源2.5兆円を確保し、基礎年金国庫負

担割合2分の1を維持することを盛り込むとともに、第177回国会に所要の法案を提出した。その後、23年3月11日に発生した東日本大震災に対処するための23年度第1次補正予算の財源として、臨時財源2.5兆円がこれへ充てられることとなった。予算の提出に際し、国庫負担2分の1との差額2.5兆円については、税制抜本改革により確保される財源を活用して年金財政に繰り入れるよう、先に提出した法案の修正を行った。

また、現行制度における無年金・低年金問題への対応も極めて重要な課題となっている。将来の無年金・低年金の発生を防止し、国民の高齢期における所得の確保をより一層支援する観点から、国民年金保険料の納付可能期間を2年から10年に延長する等の措置を行うことを盛り込んだ「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案（年金確保支援法案）」を第174回国会に提出した。本法案は第176回国会において一部修正の上、衆議院で可決され、参議院で継続審議の取扱いとなっている。

年金制度改革については、平成22年6月には、内閣総理大臣を議長とする「新年金制度に関する検討会」において、新たな年金制度の基本原則を取りまとめた。同年10月には、総理を本部長とする「政府・与党社会保障改革検討本部」を設置し、同年12月に「社会保障改革の推進について」を閣議決定して社会保障改革についての基本方針を示した。さらに、同本部の下に設置された「社会保障改革に関する集中検討会議」の中で、基本方針を踏まえた年金制度改革の方向性や具体策について検討を行っている。

法務省では、判断能力の低下した高齢者などを対象として財産管理等のためのシステムである成年後見制度を導入し、高齢期における資産の有効活用を可能としている。

## 第4節 障害者の自立した生活の支援

障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を実現するため、政府は、「障害者基本計画」（平成14年12月閣議決定）及び新たな「重点施策実施5か年計画」（平成19年12月障害者施策推進本部決定）に基づき、障害者施策を総合的かつ計画的に推進している。

さらに、平成21年12月には、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、その下で障害のある方々を中心とする「障がい者制度改革推進会議」（以下「推進会議」という。）を開催することとし、障害者の権利に関する条約（仮称）の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者制度改革のための検討が進められた。

平成22年6月には、政府は推進会議が取りまとめた「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」（第一次意見）を最大限尊重した形で改革の「工程表」を閣議決定し、さらに、同年12月には、推進会議は障害者基本法の改正に当たって政府に求める事項等について「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を取りまとめた。これを踏まえ、政府は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）について、障害者の定義や、障害者の地域社会における生活を支える観点等からの基本的理念の見直し、障害者政策委員会の設置等を盛り込んだ「障害者基本法の一部を改正する法律案」を23年3月に「障がい者制度改革推進本部」において決定した。

また、内閣府では、「共生社会」の理念の普及を図るため、「障害者週間」（12月3日から12月9日まで）を中心に、幅広い啓発・広報活動を行っており、平成22年度の「障害者週間」行事では、「障害者週間の集い」において、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の最優秀作品の内閣総理大臣表彰等を行うなど多様な事業を実施した。

## 第5節 高齢者及び障害者の自立を容易にする社会基盤の整備

政府は、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」（平成20年3月バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議決定）に基づき、高齢者、障害者、妊婦や子ども連れの人を含む全ての男女が社会の活動に参加・参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と喜びを持って生活を送ることができるよう、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に取り組んだ。

また、高齢者等の自立を支援する福祉関連機器等の開発・普及・評価基盤の整備、情報バリアフリー環境の整備、高齢者等にやさしい住まいづくり、まちづくり、都市公園、交通機関、道路交通環境など

高齢者等が自立しやすい社会基盤の整備を推進している（第2-7-1表）。

第2-7-1表 高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備

情報バリアフリー環境等の整備	
総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者・チャレンジド向け通信・放送サービスを行うための技術の研究開発に対する支援</li> <li>○身体チャレンジド向け通信・放送サービスの提供や開発を行う企業等に対する支援</li> <li>○字幕番組・解説番組等の普及促進</li> </ul>
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉機器の実用化開発支援の推進</li> <li>○福祉用具の評価試験方法の確立</li> </ul>
高齢者等にやさしい住まいづくりの推進	
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅のバリアフリー化の積極的な推進</li> <li>○公的賃貸住宅の整備に併せて高齢者等の生活を支援する施設を整備する事業の促進</li> <li>○シルバーハウジング・プロジェクトの推進</li> <li>○市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備，高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等への支援や，公的賃貸住宅と社会福祉施設等の一体的整備を行う場合，補助の上乗せ</li> <li>○高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進</li> <li>○高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づく，高齢者の入居を拒まない賃貸住宅や高齢者専用賃貸住宅の登録・閲覧制度等の普及・促進</li> <li>○高齢者の所有する戸建て住宅等を広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により，高齢者の高齢期の生活に適した住宅の住み替えの促進</li> <li>○住宅金融支援機構の住宅融資保険制度を活用した，住宅改良に係るリバースモーゲージの推進</li> </ul>
高齢者等にやさしいまちづくりの推進	
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく建築物，道路，都市公園，路外駐車場，官庁施設等のバリアフリー化の推進</li> </ul>
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○商店街振興組合等が行う，高齢者や障害者等に配慮した商店街活性化施設の整備等に対する支援</li> </ul>
高齢者等にやさしい公共交通機関の整備	
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく地方公共団体，公共交通事業者等によるバリアフリー化の取組の促進</li> <li>○「心のバリアフリー」を促進するためのバリアフリー教室等の実施</li> <li>○バリアフリー化施設の整備等の促進</li> </ul>
道路交通におけるバリアフリーの推進	
警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者等感応信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備，道路標識の大型化・高輝度化の推進等</li> <li>○歩車分離式信号の導入・運用</li> <li>○信号灯器のLED化</li> </ul>
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歩道の段差・傾斜・勾配の改善，幅の広い歩道の整備等による歩行空間のバリアフリー化の実施</li> </ul>

# 第8章

## 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### 第1節

#### 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

##### 1 女性に対する暴力への社会的認識の徹底

男女共同参画推進本部は、毎年11月12日から11月25日(国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」)までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施している。期間中、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。

また、法務省の人権擁護機関では、女性に対する暴力の根絶を含む女性の人権擁護のため、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、「人権週間」等あらゆる機会を通じて、講演会や座談会の開催、新聞・雑誌等による広報、ポスター等の作成・配布など広報・啓発活動を推進し、人権尊重思想の普及高揚を図っている。

##### 2 体制整備

###### (1) 相談・カウンセリング対策等の充実

内閣府では、「女性に対する暴力をなくす運動」の最終日である「女性に対する暴力撤廃国際日」の11

月25日に、女性に対する暴力根絶運動のシンボルであるパープルリボンにちなんで、東京タワー等をパープルにライトアップするなど、広く国民に対して暴力根絶を呼びかけた。

また、平成23年2月8日から3月27日までの約2か月間、配偶者からの暴力や性暴力の被害者を対象とした電話相談「パープルダイヤル－性暴力・DV相談電話－」を開設し、緊急かつ集中的に電話相談を行った。パープルダイヤルでは、配偶者からの暴力に加えて、政府としては初めて性暴力による被害や男性からの相談に対応するとともに、外国人の相談者向けに6か国語による対応を行った。原則24時間(男性相談は平日の午前11時から午後11時、土日祝日の正午から午後11時まで、外国語対応は毎日午前9時から午後9時まで)相談を受け付けることにより、潜在化している被害者に相談を促し、期間中、約2万3,000件の相談対応を行った(参考)。

相談状況を見ると、配偶者からの暴力に関する相談では、10歳代から70歳代まで幅広い年代から相談が寄せられたが、そのうち約3割が10年以上暴力を受け続けているという深刻な状況であった。一方で、10歳代等若年層から、交際相手からの暴力(いわゆる「デートDV」)の深刻な相談も寄せられた。急性期の性暴力、特に強姦や強制わいせつの被害に

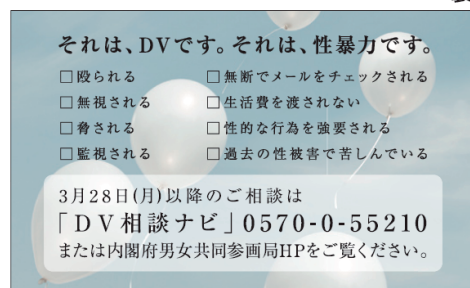
### 【参考】

#### パープルダイヤル広報用カード

表



裏



関する相談では、相談者の半数以上が10歳代から30歳代であり、相談の約7割が、家族、職場関係者などの知っている人からの被害であった。また、男性からの相談では、DVに関する相談が約2割、その他の相談が約8割と、DVや性暴力にかかわらず様々な相談が寄せられた。外国人からの相談では、言葉の問題から、相談機関や警察で対応できず帰されるという事例があった（相談状況は、2月8日から3月7日までの相談を分析したもの）。

警察では、被害女性の二次的被害の防止や精神的被害の回復を図るため、性犯罪、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の被害女性から事情聴取を行うことのできる女性警察官や心理学等に関する知識を有しカウンセリング等を行うことのできる職員等の確保や、民間のカウンセラー等との連携に努めている。また、被害者等の精神的被害が著しく、その回復、軽減を図る必要がある場合には、被害直後から臨床心理士等を派遣し、被害者等の精神的ケアを行っている。

さらに、「警察総合相談室」、「警察安全相談窓口」等の各種相談窓口の整備・充実を推進するとともに、女性相談交番の指定や鉄道警察隊における女性被害者相談所の設置を行っている。

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局に設置されている「女性の人権ホットライン」を全国共通電話番号化し、また、インターネット人権相談受付窓口を開設して24時間365日相談の受付登録を可能とするなどして、夫・パートナーからの暴力やセクシュアル・ハラスメント等女性の人権問題に関する相談体制のより一層の充実を図っている。なお、平成22年度においては、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、法務省と全国人権擁護委員連合会共催の取組として、全国一斉「女性の人権ホットライン強化週間」を設け相談を実施した。

日本司法支援センター（法テラス）は、その業務の一つとして、犯罪被害者支援業務を行っている。同業務は、法テラスが、国、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支援団体等の種々の専門機関・団体との連携・協力の下、全国各地の相談窓口等の情報を収集し、犯罪被害者等に対して、その相談内容に応じた最適な相談窓口や法制度に関する情報を速やかに提供するほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介するものである。また、法テラス

では、経済的に余裕のない方が民事裁判等手続を利用する際の弁護士費用等の立替えを行う民事法律扶助や、日本弁護士連合会から委託を受けて行っている弁護士を通じた各種援助を行っている。このように、法テラスでは速やかに適切な相談窓口等に関する情報を提供し、弁護士を紹介するほか、弁護士費用等に関する援助制度を案内することにより、配偶者から暴力を受けた者に対する支援を行っている。

さらに、被害者参加制度及び被害者参加人のための国選弁護制度において、法テラスは国選被害者参加弁護士の候補となる弁護士の確保や裁判所への指名通知等の業務を担っている。

厚生労働省では、婦人相談所において休日夜間も含めた相談体制の強化を図るなど、婦人相談所職員、婦人相談員等による被害女性からの相談体制の充実を図っている。

## (2) 研修・人材確保

内閣府では、全国の配偶者暴力相談支援センター等の相談員や相談員を管理する立場にある職員を対象に、相談等の質の向上等を目的としたセミナーを平成22年度に6回開催した。

また、全国の配偶者暴力相談支援センター等に、配偶者からの暴力に関する専門的な知識や経験を有する者を派遣して指導や助言を行い、相談業務の充実を支援する「配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー派遣事業」を全国の45都道府県・11政令指定都市で実施した。

さらに、地域における性犯罪被害者支援の取組の促進を図るため、男女共同参画センター等の相談員を対象とした研修を平成22年度に全国3か所で開催した。

警察では、警察職員に対し、女性の人権擁護の視点に立った適切な対応等について教育を実施するとともに、女性に対するストーカー事案や配偶者からの暴力事案、性犯罪等の捜査要領等に関する教育を実施している。

法務省では、検察職員に対して、その経験年数等に応じた各種研修において、被害者の保護・支援、女性に対する配慮等に関する講義を実施している。

また、矯正官署職員に対して、矯正研修所及び支所における各種研修の中で、配偶者からの暴力の防止等、女性の人権問題に関する講義を実施している。

更生保護官署職員については、新任の保護観察官を対象とした研修等において、配偶者からの暴力の防止及び女性に対する配慮等を含めた犯罪被害者等の保護・支援に関する講義を実施している。

さらに、各地方入国管理官署の業務の中核となる職員を対象とした人権研修において、人身取引被害者、配偶者暴力防止等の人権問題に関する講義を実施しているほか、人身取引対策及び配偶者からの暴力事案に係る業務に従事する職員を対象として、人身取引及び配偶者暴力防止法に特化した専門的な研修を実施している。

人権擁護事務担当者に対する研修においては、配偶者暴力防止法についての講義をカリキュラムに盛り込むなど、更なる内容の充実を図っている。人権擁護委員に対する研修としては、男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された被害者の相談などに適切に対処するために必要な知識の習得を目的とする「人権擁護委員男女共同参画問題研修」を実施しており、同研修に配偶者暴力防止法の周知等のカリキュラムを組み込むなど、この問題の対応に努めている。

厚生労働省では、全国の婦人相談所職員、婦人相談員等を対象に、配偶者からの暴力被害者や人身取引被害者等に対する支援に関する研究協議会を開催した。また、各都道府県に対し、婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設、福祉事務所、民間団体等において直接被害女性を支援する職員や、婦人相談員等を対象とした専門研修を実施するよう支援している。

### (3) 厳正かつ適切な対処の推進

警察では、刑罰法令に抵触する場合には、被害女性の意思を踏まえ、検挙その他の適切な措置を講じ、刑罰法令に抵触しない場合においても、事案に応じて、防犯指導や関係機関への紹介等の適切な自衛・対応策を教示するとともに、必要があると認められる場合には相手方に指導・警告するなどして、被害女性への支援を推進している。

また、配偶者暴力防止法に基づき、裁判所から保護命令を発した旨の通知を受けたときは、配偶者暴力相談支援センターと連携し被害者の安全の確保を図るとともに、被害者に防犯上の留意事項を教示するなど、事案に応じた必要な措置を講じている。保

護命令違反を認めるときには、検挙措置を講ずるなど厳正かつ適切に対処している。

法務省の人権擁護機関では、夫・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等についても、より一層積極的に取り組み、被害者からの申告等を端緒に人権侵犯事件として調査の上、適切な措置を講じている。

### (4) 関係機関の連携の促進

男女共同参画推進本部の下に設置された「女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議」等を通じて、関係行政機関相互の連携を深め、女性に対する暴力の根絶に向けた施策を総合的に推進している。

警察では、各都道府県の「被害者支援連絡協議会」の下に設置されている性犯罪被害者支援分科会やDV・ストーカー被害者支援分科会、警察署レベルでの被害者支援地域ネットワーク等を通じて、関係機関相互の連携を強化している。また、各都道府県において民間の被害者支援団体が、電話又は面接による相談、裁判所への付添い等を行っており、警察は、これらの団体の運営を支援している。

## 3 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり

警察では、平成12年2月に制定した「安全・安心まちづくり推進要綱」(平成18年4月一部改正)に基づき、街頭防犯カメラの整備を促進するなど、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを積極的に推進している。

また、パトロールの効果的推進、地域住民等の行う自主防犯活動の支援を行うとともに、防犯ボランティア団体、地方公共団体等と連携しつつ、防犯教育(学習)の実施、防犯マニュアル等の作成、地域安全情報の提供、防犯指導、助言等を積極的に行うほか、女性に対する暴力等の被害者からの要望に基づき、地域警察官による訪問・連絡活動を推進している。

さらに、様々なメディアやインターネットを通じて性に関する情報が氾濫しており、少年の犯罪被害も深刻な状況にあることから、警察では、性を売り物とする営業に対する指導や福祉犯の取締りを積極的に行っている。また、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るため、犯罪被害の実態やインターネットの危険性等に関する広報啓発活動を推



進しており、特に、平成22年11月以降、関係府省等と連携し、児童が使用する携帯電話に係るフィルタリングの100%普及を目指して、関係事業者に対する要請活動、保護者に対する啓発活動等を強力に推進している。

## 4 女性に対する暴力に関する調査研究等

内閣府では、女性に対する暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点から、若年層を対象とした予防啓発教材を作成し、全国の関係機関及び教育機関に配布した。また、同教材を用いた効果的な指導を行うため、指導者研修を開催した。

### 第2節

## 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

### 1 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項

関係府省では、配偶者暴力防止法及び同法に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（平成20年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）に沿って、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を積極的に推進している。

全国の都道府県等には、配偶者暴力防止法に基づいて、193か所（平成23年1月現在）の配偶者暴力相談支援センターが設置されており、配偶者からの暴力に係る相談、カウンセリング、一時保護（婦人相談所のみ）、自立支援等の業務を実施している。

内閣府では、配偶者からの暴力の被害者支援に役立つ法令、制度及び関係施設についての情報等を収集し、内閣府のホームページを通じ、外国語版も含め提供している。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する官民連携を一層推進するため、官民の担当者が一堂に会し、先進的好事例及び情報を共有する「DV全国会議」を平成22年9月に開催した。

法務省の人権擁護機関は、婦人相談所等の関係機関との情報及び意見の交換を活発に行い、被害女性の救済について、より一層積極的に取り組んでいる。

法務省入国管理局では、地方入国管理局等の総務課に関係機関等との窓口となるDV対策事務局を設

置するなどの体制を構築し、関係機関等との連携強化を図るとともに、外国人被害者の保護に努めている。

厚生労働省では、配偶者からの暴力被害者の保護及び自立支援について、婦人相談所と関係機関等との連携の強化を図っている。具体的には、各都道府県において、婦人相談所と福祉事務所、民間シェルター等関係機関との定期的な連絡会議や事例検討会議を開催するとともに、事例集や関係機関の情報を掲載したパンフレットを作成・配布している。

## 2 相談体制の充実

内閣府では、配偶者からの暴力について相談できる窓口を知らない被害者を相談機関につなぐため、自動音声で最寄りの配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口を案内する「DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス（DV相談ナビ）」（ナビダイヤル0570-0-55210（全国共通））を実施している。

警察では、各都道府県警察の相談窓口の利便性を向上させ、事情聴取に当たっては、被害者を夫・パートナーから引き離して別室で行うなどして、被害者が相談・申告しやすい環境の整備を図っている。

また、厚生労働省では、婦人相談所におけるDV等に関する相談・援助等において、弁護士等による法的な調整や援助を得る法的対応機能強化事業を実施している。

## 3 被害者の保護及び自立支援

内閣府では、民間団体と連携し、地域において生活している被害者及びその子どもを支援し、地域に定着して生活基盤を安定させるための総合的支援のプログラム案を作成・試行し、その結果を取りまとめ、普及を図る「配偶者からの暴力被害者の自立支援モデル事業」を実施した。

配偶者暴力相談支援センターでは、婚姻関係に至った場合における暴力の予防という観点から、実際相手からの暴力被害を受けた者からの相談に対応している。

婦人相談所では、被害者及び同伴する家族の一時保護を実施するとともに、厚生労働大臣が定める基準を満たす民間シェルター等に一時保護を委託している。また、厚生労働省では、婦人相談所一時保護

所及び婦人保護施設において配偶者からの暴力被害者等の心のケア対策を行う心理療法担当職員や同伴児童へのケアを行う指導員の配置の促進を図っている。

国土交通省では、被害者の居住の安定確保のため、事業主体において、地域の実情を踏まえた公営住宅への優先入居や目的外使用を行うことができるよう措置している。

## 4 外国人被害者の保護

法務省では、配偶者暴力防止法の趣旨を踏まえ、配偶者からの暴力により、別居又は離婚の状況が発生している外国人から、在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請があった場合には、個々の事情を考慮した上で、継続して在留を認めることとしている。

また、DV被害を要因として不法残留等の入管法違反となっている場合には、個々の事情を考慮した上で、法的地位の安定を図る観点から、在留特別許可を判断することとしている。

## 第3節 性犯罪への対策の推進

### 1 性犯罪への厳正な対処等

捜査機関では、強姦罪、強制わいせつ罪、児童福祉法の淫行をさせる罪等の関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力な性犯罪捜査を推進するとともに、適切な科刑の実現に努めている。

### 2 被害者への配慮等

警察では、指定された警察職員が事件直後から被害女性に付き添い、病院の手配、自宅等への送迎、困りごとの相談等そのニーズに応じた適切な支援活動を行っている。被害女性からの事情聴取等に当たっては、その精神状態等に十分配慮するとともに、被害女性が安心して事情聴取等に応じられるよう、女性警察官による事情聴取体制を拡大するとともに、内装や設備等に配慮した事情聴取室や被害者支援用車両の活用を図っている。

また、性犯罪の被害女性に対し、その被害に係る初診料、診断書料、緊急避妊措置費用、検査費用等を公費で支給することとし、その経済的負担の軽減

に努めている。

平成22年度には、性犯罪被害者に対する治療、カウンセリング、法律相談等の各種支援とともに、証拠採取、事情聴取等の捜査を一つの場所で一度に行う「性犯罪被害者対応拠点モデル事業」を実施した。

さらに、性犯罪や性的虐待等の被害を受けた少女の再被害防止や立ち直りの支援のため、少年補導職員が中心となり、「被害少年カウンセリングアドバイザー」や「被害少年サポーター」等の協力を得て、被害少年の特性に配慮した継続的な支援活動を推進している。

加えて、警察では被害者連絡制度に基づき、被害者等に対する事件の捜査状況などの情報提供に努め、その精神的負担の軽減を図っている。

法務省では、被害者等通知制度により、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して、被害者等からの希望に応じて、事件の処理結果、裁判結果、加害者の刑の執行終了予定時期、釈放された年月日、刑事裁判確定後の加害者の受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知し、その精神的負担の軽減を図っている。

また、少年審判において保護処分を受けた加害者についても、少年院、地方更生保護委員会及び保護観察所等が連携して、被害者等からの希望に応じて、少年院在院中の処遇状況に関する事項、仮退院審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知している。

なお、被害者等の再被害防止を目的として、検察庁、刑事施設及び地方更生保護委員会等と警察との間における情報提供に関する制度を整備し、検察庁において、更に詳細な釈放に関する情報を被害者等に通知しており、警察においても「再被害防止要綱」に基づき、再被害防止の徹底を図っている。

さらに、被害者等の希望に応じて、地方更生保護委員会が加害者の刑事施設からの仮釈放や少年院からの仮退院の審理において被害者等の意見等を聴取する制度や、保護観察所が保護観察中の加害者に対して被害者等の心情等を伝達する制度を実施している。

検察庁では、犯罪被害者への支援に携わる「被害者支援員」を検察庁に配置し、被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内、付添い、事件記録の

閲覧・証拠品の返還などの各種の手助けをするほか、被害者の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っている。

更生保護官署では、被害者等の支援業務に従事する「被害者担当官」と男女各1名以上の「被害者担当保護司」を全国の保護観察所に配置し、被害者等からの相談に応じ、悩み、不安等を傾聴し、その軽減又は解消を図るとともに、関係機関等を紹介し、その円滑な利用を支援するなどしている。

### 3 加害者に関する対策の推進等

法務省では、指定した全国の刑事施設及び全国の保護観察所で性犯罪者処遇プログラムを実施している。

## 第4節 売買春への対策の推進

### 1 売買春の根絶に向けた対策の推進、売買春からの女性の保護、社会復帰支援

警察では、売春防止法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童買春・児童ポルノ法」という。）、児童福祉法、刑法（明治40年法律第45号）及び地方公共団体が定める青少年保護育成条例等に違反する行為について、厳正な取締りを行うとともに、被害女性の保護・支援に努めている。

法務省では、刑事施設、少年院等において、社会復帰に向けた処遇の一層の充実に努めている。

厚生労働省では、売買春を未然に防止するため、婦人相談所及び婦人保護施設並びに婦人相談員による婦人保護事業の積極的な実施に努めている。

### 2 児童に関する対策の推進

我が国は、「児童の権利に関する条約」及び「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」を、それぞれ平成6年及び17年に締結しており、関係省庁が連携しつつその履行に努めている。

また、「児童ポルノ排除総合対策」（平成22年7月

27日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、関係省庁が連携して、児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進などに取り組むこととしている。

外務省では、平成22年3月に「児童の権利条約に関するシンポジウム～今後の課題」を開催し（共催：ユニセフ東京事務所、日本ユニセフ協会）、テーマの一つとして「児童の性的搾取からの保護」を取り上げ、我が国が対処すべき今後の課題及び国際協力の観点から我が国が果たすべき役割について、有識者・実務者からの提言及び聴衆との意見交換を通じて議論を行った。

警察では、平成16年6月に法定刑の引上げ等の改正がなされた児童買春・児童ポルノ法に基づき、児童買春の取締りを強力に推進するとともに、被害児童に対しては、関係機関等と連携しつつ、必要に応じ継続的な支援等を実施するなどの保護対策を推進している。また、児童買春等に関する情勢の深刻さや被害の未然防止の必要性等について、広報啓発活動を推進している。

厚生労働省では、児童買春の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所等の対応を行い、場合により心理的治療を行うなどその心身の状況に応じた適切な処遇を図っている。

## 第5節 人身取引への対策の推進

### 1 人身取引対策行動計画の積極的な推進

人身取引対策に関する関係省庁では、「人身取引対策行動計画2009」（平成21年12月犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を推進している。平成22年6月には、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議において、被害者の認知に関して、人身取引の定義及びこれに基づく被害者認知のための着眼点、並びに関係行政機関において講ずべき措置について整理した「人身取引事案の取扱方法（被害者の認知に関する措置）」を申し合わせた。また、同年11月、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議として、「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、人身取引に係る政府広報を実施し

た。

## 2 関係法令の適切な運用

警察では、人身取引の被害者である外国人女性が、風俗営業や性風俗関連特殊営業において売春の強要等の搾取を受けている状況を改善するため、平成17年に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律を改正し、人身売買の罪等を犯した者であることを風俗営業の許可の欠格事由に加えること、接待飲食等営業を営む者等に接客従業者の生年月日、国籍、就労資格等の確認を義務付けること等の措置を採ったところであるが、同法を適切に運用するとともに、様々な法令を適用して人身取引事犯の取締りを推進している。

法務省では、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に関し、人身取引等の定義規定を置くこと、人身取引等の被害者が上陸特別許可・在留特別許可の対象となることを明確にすることなどを内容とする改正を行い、平成17年7月から施行しているところ、17年から22年までの6年間で、不法滞在者であった人身取引被害者の外国人女性121人全員に対して、在留特別許可を与えた。

## 3 被害者等の立場に立った適切な対処の推進

内閣府では、女性に対する暴力をなくしていく観点から、関係省庁、地方公共団体等と連携・協力して、国民一般に対し、人身取引に関する広報・啓発活動を実施している。

警察では、女性と児童の人身取引を防止するため、関係法令による適切な取締りを始め、被害女性の保護等の総合的な対策を、関係省庁、関係団体と連携して推進する一方で、日本国民による海外での児童買春等の問題については、児童買春・児童ポルノ法に基づく取締りを推進するとともに、CSEC（Commercial Sexual Exploitation of Children）東南アジアセミナーの開催等により、外国捜査機関等との情報交換の緊密化や連携強化に取り組んでいる。さらに、警察庁では、在京大使館、関係NGO等との間で、コンタクトポイントを設置して人身取引に関する情報交換を行っている。また、少年の福祉を害する犯罪や人身取引事犯の被害者となっている子どもや女性の早期保護等を図るため、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から匿名による事件情報の

通報を電話又はインターネットで受け、これを警察に提供して捜査等に役立てようとする「子どもや女性を守るための匿名通報事業」を運用している。

厚生労働省では、婦人相談所が実施する人身取引被害女性の保護において、通訳雇上げや、被害女性の医療（他の法律・制度が利用できない場合に限る。）に係る支援を行っている。

また、平成22年度から、通訳・ケースワーカー（外国人専門生活支援者）の派遣を民間団体等に依頼することにより、婦人保護施設に入所する人身取引被害者に対する支援の強化を図ったところである。

独立行政法人国立女性教育会館では、人身取引の防止のための教育・啓発と連携方策に関する調査研究を実施するとともに、同会館にて作成した啓発パネル及びリーフレットの活用を通じて、全国での教育・啓発に努めている。

## 4 国際協力の推進

我が国は、政府協議調査団をこれまでにフィリピン、タイ、コロンビア、米国、ロシア、ウクライナ、ルーマニア、フランス、インドネシア、ラオス、カンボジア、オーストリア、韓国に派遣し、先方政府やNGO等の関係機関との協力を促進するとともに、人身取引に関連した地域間会合等への参加や人身取引の防止等に関して国際的な支援を行うなど積極的な取組を行っている。

外務省では、人身取引被害者の安全な帰国及び社会復帰のため、IOM（国際移住機関）の「人身取引被害者帰国・社会復帰支援事業」への拠出を平成17年度より開始し、被害者の帰国（平成23年2月末までに総計198名）や帰国後の社会復帰を支援している。

### 第6節

## セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

### 1 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進

厚生労働省では、事業主に対して男女雇用機会均等法に沿った実効あるセクシュアル・ハラスメント対策を講じるよう、周知啓発、指導を行うとともに、専門知識を持った相談員を都道府県労働局雇用均等室に配置し、労働者及び事業主等からの相談に適切

に対応している。

人事院では、人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）に基づき、セクシュアル・ハラスメントの防止等の対策を講じている。平成22年度においては、セクシュアル・ハラスメント防止等についての意識の高揚、勤務環境の整備を図るため、各府省担当者会議を開催するとともに、セクシュアル・ハラスメント相談員の育成を目指すセミナーを実施した。また、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する職員の意識を高め、管理・監督者にその果たすべき責務・役割について理解を徹底させるため、新採用職員、新任監督者及び管理者の各々に応じた内容の「セクシュアル・ハラスメント防止研修」の指導者養成コースを各府省の人事担当者等を対象として実施した。さらに、「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間」を定め、その期間中、職員の意識啓発等を図るシンポジウム及び講演会を開催した。

防衛省では、セクシュアル・ハラスメントの防止のため、一般職国家公務員と同様の措置を採ることとし、職員に対する教育の実施や苦情相談への対応などを実施している。

## 2 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進

文部科学省では、セクシュアル・ハラスメント防止のため、国立大学法人等に対し、人事院規則の送付や「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間」に関する資料の送付等必要な情報の提供を行っているほか、公私立大学・教育委員会等に対し

でも引き続き防止のための取組を促している。

## 第7節

### ストーカー行為等への対策の推進

#### 1 ストーカー行為等への厳正な対処

警察では、ストーカー規制法を適切に運用し、つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置を講じているほか、同法その他の法令を積極的に適用したストーカー行為者の検挙を行っている。また、体制の整備及びストーカー対策実務担当者の教育を実施し、ストーカー行為等に対して厳正に対処している。

#### 2 被害者の支援及び防犯対策

警察では、ストーカー規制法に基づき、自衛措置の教示等の警察本部長等による援助を被害者からの申出内容に応じて的確に実施している。また、ストーカー規制法又は刑罰法令に抵触しない事案についても、「女性・子どもを守る施策実施要綱」に基づいて、防犯指導、関係機関の教示等や、必要に応じて相手方に対する指導・警告を行うなど、被害女性の立場に立った対応に努めている。

#### 3 広報・啓発の推進

警察では、関係機関・団体、関係事業者等との連携を強化するとともに、広報啓発活動の推進に努めているほか、ストーカー事案の実態把握を進めている。

# 第9章

## 生涯を通じた女性の健康支援

### 第1節

#### 生涯を通じた女性の健康の保持増進

#### 1 生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実

厚生労働省では、女性の健康をめぐる様々な問題

について気軽に相談できる体制を整備している。また、生涯を通じた女性の健康に関する調査・研究を推進している。

さらに、女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことができるよう、女性の様々な健康問題を社会全体で総合的に支援する必要があることから、毎年3月1日から8日を「女性

の健康週間」と定め、各種の啓発事業及び行事等を展開している。

生涯を通じた女性の健康支援事業では、保健所、保健センター等において、女性の健康をめぐる様々な問題について気軽に相談できる体制を引き続き整備するとともに、ライフステージに応じた健康課題について健康教育等を実施した。

女性と仕事の未来館では、働く女性の職場での健康問題に関するセミナーや相談、情報提供などを実施するとともに、全国の女性関連施設等の担当者を対象に、女性の健康に関する相談強化のための研修会を開催した。

また、生涯を通じた健康の保持のためには、性差に応じた的確な医療を受けられることが必要と考えられるため、生活習慣病対策の一環として、女性の生活習慣病対策に資する研究の実施を行っている。

学校においては、健康診断や体育・保健体育の教科を中心として、健康教育を実施するとともに、文部科学省では、学校と地域保健が連携し、児童生徒の心身の健康相談や健康教育を行う事業を実施している。

## 2 成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援

### (1) 成人期、高齢期の健康づくりの支援

厚生労働省では、平成12年から、9分野70項目の目標を掲げた「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を推進しており、14年には、「健康日本21」を中核とする国民の健康づくり・疾病予防を更に積極的に推進するため、健康増進法（平成14年法律第103号）が制定され、15年5月に施行された。19年4月に公表した「健康日本21」の中間評価の結果を踏まえ、代表目標項目や新規目標項目を設定するとともに、20年から「適度な運動」、「適切な食生活」、「禁煙」に焦点を当てた新たな国民運動として「すこやか生活習慣国民運動」を展開するなど、生活習慣病対策の一層の推進を図っている。

### (2) 子宮頸がん、乳がんの早期発見、骨粗しょう症の予防対策の推進

厚生労働省では、女性のがん罹患率の第一位であり年々増加傾向にある乳がんや、20～30歳代の罹患の増加が指摘されている子宮頸がんについて、科学

的根拠に基づくがん検診の推進を通じて、早期発見や死亡率の減少に努めるとともに、子宮頸がん及び乳がんの検診無料クーポン券等を配布する「女性特有のがん検診推進事業」を実施し、女性特有のがん検診の更なる受診率向上に取り組んでいる。

さらに、平成22年度補正予算において、子宮頸がん予防のためのワクチン接種を緊急に促進するための経費を計上し、予防への取組も推進しているところである。

また、骨折等の基礎疾患となり、高齢化の進展により今後増加が予想される骨粗しょう症については、早期に骨量減少者を発見し、予防することを目的として、市町村（特別区を含む。以下この節において同じ。）において、その市町村に居住する40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性に対して骨粗しょう症検診を実施している。

### (3) 女性の生涯にわたるスポーツ活動の推進

文部科学省では、国民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向けて、総合型地域スポーツクラブの全国展開等を推進している。

## 第2節

## 妊娠・出産等に関する健康支援

### 1 妊娠・出産期における女性の健康支援

#### (1) 妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供

厚生労働省では、日常生活圏において、妊娠から出産まで一貫して、健康診査、保健指導・相談等の医療サービスの提供等が受けられるよう施策の一層の推進を図っている。妊婦健診については、平成20年度第2次補正予算において、妊婦が必要な回数(14回程度)の健診を受けられるよう、国庫補助と地方財政措置により支援を行っている。

また、21世紀における母子保健分野での国民運動計画である「健やか親子21」を計画的に推進し、母子保健サービスの一層の充実を図っている。

#### (2) 不妊専門相談サービス等の充実

厚生労働省では、子どもを持ちたいにもかかわらず不妊で悩む人々が、正しく適切な情報に基づきそ

の対応について自己決定できるよう、不妊に関する多面的な相談・情報提供の充実を図ることとしており、「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日閣議決定）に基づき、不妊専門相談センターの整備を推進している。また、不妊治療に関する調査研究を推進している。さらに、高額の医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する特定不妊治療費助成事業を実施している。

### (3) 周産期医療の充実

厚生労働省では、リスクの高い妊産婦や新生児などに高度な医療が適切に提供されるよう、周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センター及びそれを支える地域周産期母子医療センターを整備し、地域の分娩施設との連携体制の確保などを行っている。また、「妊娠と薬情報センター」（国立成育医療センター（現独立行政法人国立成育医療研究センター）に平成17年度設置）において、薬が胎児へ与える影響など最新のエビデンスを収集・評価し、その情報に基づいて、これから妊娠を希望している人や妊婦の方の相談に応じている。

### (4) 女性の主体的な避妊のための知識等の普及

厚生労働省では、女性健康支援センター事業において、女性が主体的に避妊を行うことができるようにするための避妊の知識の普及を含めた女性の心身の健康に関する相談指導や情報提供等の支援を行っている。

## 2 適切な性教育の推進

文部科学省では、学校における性に関する指導については、学習指導要領にのっとり、児童生徒の発達段階を踏まえるとともに、保護者や地域の理解を得ながら学校全体で共通理解を図って行うよう、学校関係者等に対し周知徹底を図っている。また、平成19年度から、各学校において適切な性に関する指導が実施されるよう、各地域における指導者への研修会の開催及び効果的な指導方法の実践研究を実施している。

## 第3節

## 健康を脅かす問題についての対策の推進

### 1 HIV／エイズ、性感染症対策

#### (1) 予防から治療までの総合的なHIV／エイズ対策の推進

厚生労働省では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成18年厚生労働省告示第89号。エイズ予防指針）に基づき、エイズ患者やHIV感染者の人権や社会的背景に配慮しつつ、HIV感染の予防、患者の病態に応じた適切な医療の提供等総合的なエイズ対策を、毎年度その実施状況の評価を加えながら、計画的に推進している。

#### (2) 性感染症対策の推進

厚生労働省では、感染症法に基づく「性感染症に関する特定感染症予防指針」（平成12年厚生労働省告示第15号）に基づき、性感染症についての、正しい知識や認識の普及・浸透に努め、発生の予防及びまん延を防止することを目的として、普及啓発事業、検査・相談事業等を実施し対策を推進している。

#### (3) 学校におけるHIV／エイズ、性感染症に関する教育の推進

文部科学省では、中高校生に対し、性感染症などの問題について総合的に解説した健康啓発教材の作成・配布など、引き続き学校教育におけるエイズ教育の充実を図っている。

## 2 薬物乱用対策の推進

政府では、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」（平成20年8月22日薬物乱用対策推進本部決定）及び「薬物乱用防止戦略加速化プラン」（22年7月23日薬物乱用対策推進会議決定）に基づき、関係省庁が連携を密にして、薬物乱用の根絶を図る取組の一層の推進を図っている。

警察では、最近の薬物犯罪情勢や政府全体における薬物対策の取組の強化等を踏まえ、平成22年11月、「薬物対策重点強化プラン」を策定した。同プラン

等に基づき、薬物密輸・密売組織の壊滅等による乱用薬物の供給の遮断、末端乱用者の徹底的な検挙や薬物の危険性・有害性に関する広報啓発活動等による需要の根絶、薬物乱用を拒絶する社会の形成を重点とした、総合的な薬物対策を推進している。

また、薬物を乱用している少年の早期発見、補導及び検挙に努めているほか、薬物乱用防止教室の開催や薬物の危険性・有害性に関する広報啓発活動の実施等、少年の薬物乱用防止対策を推進している。

文部科学省では、大学生等を対象にしたパンフレット・ポスターの作成・配布を行うとともに、薬物乱用防止教室の指導者に対する講習会やシンポジウムの開催、薬物乱用の問題について総合的に解説した啓発教材（中高校生用）の作成・配布等を行っている。

厚生労働省では、薬物乱用防止対策として、予防啓発とともに、徹底した取締り、再乱用防止対策を実施している。特に、予防啓発に関しては、『ダメ。ゼッタイ。』普及運動等の実施、学校・地域への薬物乱用防止キャラバンカーの派遣による啓発活動等の実施を行っている。

### 3 喫煙、飲酒対策の推進

学校教育において、未成年の段階から喫煙・飲酒をしないという態度などを育てることを目的として、体育科、保健体育科、特別活動等、学校教育全体を通じて指導している。

文部科学省では、中高校生に対し、喫煙や飲酒などの問題について総合的に解説した啓発教材の作成・配布を行っている。

## 第10章 メディアにおける男女共同参画の推進

### 第1節

#### 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

#### 1 メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重のための取組等

##### (1) 性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離

内閣府では、「子ども・若者ビジョン」（平成21年7月23日子ども・若者育成支援推進本部決定）等に基づき、青少年を取り巻く有害環境への対応を図っている。また、有害環境の実態について調査・分析、情報の提供等を行うことにより、地域における有害環境の浄化活動に関する取組の推進等を図っている。

警察では、青少年保護育成条例により青少年への販売等が規制されている有害図書類について、関係機関・団体、地域住民等と協力して関係業界に対して自主的措置を講ずるよう働きかけるとともに、個別の業者に対する指導の徹底や悪質な業者に対する取締りの強化を図っている。

また、インターネット上の過激な暴力シーンや性

的な描写を含むサイト等の少年に有害なコンテンツに少年が接することを防ぐため、携帯電話やパソコンにおけるフィルタリングの普及促進に努めており、特に、平成22年11月以降、関係府省等と連携し、児童が使用する携帯電話に係るフィルタリングの100%普及を目指して、関係事業者に対する要請活動、保護者に対する啓発活動等を強力に推進している。

文部科学省では、青少年を取り巻くインターネット上の有害情報をめぐる深刻な問題に対応して、メディア・リテラシー指導員の養成やフィルタリングの普及啓発、ネットパトロールの実施など、地域の実情に応じた有害情報対策の推進体制の整備を総合的に支援している。

##### (2) 児童を対象とする性・暴力表現の根絶

警察では、平成20年6月に出会い系サイト事業者に対する規制の強化等の改正がなされた、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）を効果的に運用し、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪からの児童の保護



を図っている。

また、児童ポルノは児童の性的搾取・性的虐待の記録であり、児童の人権を著しく侵害するものであることから、平成21年6月に警察庁が策定した「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム」に基づき、16年6月に法定刑の引上げ等の改正がなされた児童買春・児童ポルノ法による児童ポルノ事犯の取締りを積極的に推進するとともに、心身に有害な影響を受けた児童の保護等に努めている。

さらに、平成22年7月に犯罪対策閣僚会議において「児童ポルノ排除総合対策」が決定されたことを受け、警察庁においても、ファイル共有ソフト利用事犯等の一斉取締りの調整や捜査員の技術向上を図るための研修の実施、国際関係機関との情報交換・連携の強化等により、児童ポルノ事犯の取締りの徹底を図っている。内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、経済産業省においては、インターネット・サービス・プロバイダ等の関連事業者による実効性のあるブロックの自主的導入に向けた環境整備に努めている。

## 2 インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた取組

### (1) 現行法令の適用による取締りの強化

警察では、ネット上に流通するわいせつ図画等の違法情報・有害情報を、サイバーパトロール等を通じて早期に把握し、検挙等の措置を講じている。

### (2) 青少年インターネット環境整備法に基づく取組

内閣府では、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」（以下「青少年インターネット環境整備基本計画」という。）に基づき、関係省庁、団体等と連携し、青少年のインターネット利用環境実態調査や諸外国における青少年のインターネット環境整備状況等調査等の施策を総合的かつ効果的に実施するとともに、有識者による青少年インターネット環境整備法の施行状況等の検討を推進している。

### (3) インターネット等新たなメディアにおける情報の規制等及び利用環境整備の在り方等に関する検討

内閣官房では、IT安心会議（インターネット上における違法・有害情報等に関する関係省庁連絡会議）の決定等に基づき、関係省庁における違法・有害情報対策に係る取組を督励している。

また、インターネット上の違法・有害情報に起因する問題に対し、官民横断的な実務家間での迅速かつ正確な情報共有を実現することにより、各業界における自主的な取組を推進するため、政府、事業者、関係団体等、関係セクターを横断したワンストップのスキームとして、「違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル」の枠組みを活用し、関係省庁、関係団体間の情報共有を図るとともに、関係団体における取組についての国民への情報提供を推進している。

さらに、関係団体等の違法・有害情報対策に係る取組を総合的に紹介するための「インターネット上の違法・有害情報対策ポータルサイト」により、違法・有害情報への具体的対策や関係省庁及び関係団体の取組等について、分かりやすく利便性の高い情報提供を推進している。

総務省では、性や暴力に関するインターネット上の有害な情報から青少年を保護するための有効な手段の一つであるフィルタリングに関し、総務大臣から携帯電話事業者等に対し、フィルタリングの導入促進及び改善等に関する要請を行うなど、その導入促進及びサービスの多様化に取り組んでいる。また、プロバイダ等に対して自主的なルールの形成及びその遵守を促し、情報提供発信を行う者のモラルを確立するため、広報啓発活動を推進している。さらに、平成21年1月に策定された、インターネット上の違法・有害情報対策の総合的な政策パッケージである「安心ネットづくり」促進プログラムに基づき、同年2月に設立された「安心ネットづくり促進協議会」を中心とする民間団体等の自主的な取組を支援している。また同年8月より、違法・有害情報相談センターを設置し、関係事業者等によるわいせつ情報等の違法・有害情報への対応を促進している。

経済産業省では、青少年のインターネットの利用環境の変化に対応するため、事業者や有識者等の参加するレイティング／フィルタリング連絡協議会の

研究会を開催し、望ましいフィルタリング提供の在り方についての判断基準を策定するとともに、フィルタリングを保護者がより適切に利用できるよう、保護者に対して事業者が提供し得る支援策を検討した。また、セミナーの開催等を通じ、青少年のインターネット利用にかかるリスクとその対策を説明することで、関係者全体のインターネットリテラシーの向上と保護者等による実効的な自主的対策を促進し、インターネットの利用環境整備を実施している。

警察では、産業界等との連携の在り方について検討を行う総合セキュリティ対策会議を開催しているほか、都道府県単位でのプロバイダ連絡協議会等の設置を推進し、有識者、関係機関・団体、産業界等を通じ、官民が一体となってわいせつ図画等の違法情報・有害情報の排除を図っている。

また、平成18年6月に運用を開始したインターネット・ホットラインセンターでは、インターネット利用者から、インターネット上のわいせつ図画等の違法情報・有害情報に関する通報を受け付け、警察への通報や、プロバイダ等への削除依頼等を行っている。

### 3 メディア・リテラシーの向上

総務省では、放送分野におけるメディア・リテラシー（メディアからの情報を主体的に読み解き、自

ら発信する能力）の向上に資する教材を「放送分野におけるメディアリテラシー」サイトを通じて広く公開することにより、メディア・リテラシーの普及を図っている。また、インターネット、携帯電話等の情報通信分野におけるメディア・リテラシーの育成に資する教材を開発し、普及を図っている。さらに、子どもを取り巻くインターネットのトラブルについて、保護者・教職員が知っておくべき事項等をまとめた「インターネットトラブル事例集」をウェブ上に公開し、普及を図るとともに、地域における啓発講座等において活用している。

文部科学省では、学校教育、社会教育を通じて、情報を主体的に収集・判断し、インターネットを始めとする様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解することで、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成を図っている。

#### 第2節

#### 国の行政機関の作成する広報・出版物等における性差別に つながらない表現の促進

内閣府では、性別に基づく固定観念にとらわれぬ、男女の多様なイメージを社会に浸透させるため、公的機関が広報・出版物等を作成する際に、男女共同参画の視点を自主的に取り入れるよう、働きかけを行っている。

## 第11章

# 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

### 第1節

### 男女平等を推進する教育・学習

#### 1 初等中等教育の充実

学習指導要領等に基づき、社会科、家庭科、道徳、特別活動など学校教育全体を通じて、男女相互の理解と協力、職業生活や社会参加において男女が対等な構成員であること、男女が相互に協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性などについて、指導している。

#### 2 高等教育の充実

文部科学省では、学ぶ意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、引き続き、奨学金事業の充実を図っている。

#### 3 社会教育の推進

文部科学省では、女性が主体的に働き方を選択できるよう、結婚、妊娠、出産といったライフイベントを視野に入れ、長期的な視点で自らの人生設計を行うことを支援するため、女性のライフプランニング支援総合推進事業を実施し、ライフステージに応

じた学習プログラムの開発、及びワークショップの開発等の取組を行っている。

また、社会教育分野では、平成22年度より、人権教育など、行政だけではなく、市民やNPOなどの民間が主体となって課題に取り組むことが期待されるテーマを具体的に指定して、地域の課題解決に役立つ仕組みづくりのための実践的共同研究等を行う「社会教育による地域の教育力プロジェクト」を実施しており、男女共同参画について住民の意識調査を基に課題を把握し、学習会の開催を通じて地域の人材育成を行っている事例もある。

#### 4 教育関係者の意識啓発

文部科学省では、初任者研修や十年経験者研修など各都道府県等が実施する研修において、男女共同参画に係る内容が取り扱われることを通じて、学校教育関係者に対して意識啓発を図っている。

さらに、社会教育関係者に対し、男女共同参画の視点に立った取組がなされるよう促すとともに、家庭教育に関する学習講座等において、夫婦共同で子育てをすることの大切さについての意識啓発がなされるよう促している。

#### 5 男女共同参画社会の形成に資する調査・研究等の充実

独立行政法人国立女性教育会館では、男女共同参画推進拠点としての女性関連施設に関する調査研究、経済的自立につながる女性の課題解決型地域活動に関する調査研究、男女共同参画の視点に立った地域全体で取り組む次世代育成支援事業に関する調査研究、男女共同参画の推進に向けた統計の活用に関する調査研究等を実施している。

また、大学等に設けられた研究機関においては、男女共同参画社会の形成に資する多彩な研究や学生の研究指導を行っているほか、シンポジウム・セミナーの開催や年報等の刊行を通じて情報を提供している。

## 第2節

## 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

### 1 生涯学習の推進

#### (1) リカレント教育の推進

文部科学省では、大学等における編入学の受入れ、社会人入試の実施、昼夜開講制の推進、夜間大学院の設置、公開講座・履修証明プログラムの実施等により、大学等の生涯学習機能の拡充とともに、キャリアアップを目指す社会人の受入れ体制の整備を図っている。

#### (2) 放送大学の整備等

放送大学では、多彩な300の科目を提供するとともに、地域活動や社会貢献活動など様々な分野で一定の科目群を体系的に学んだ学生に対して、学位以外の履修証明を与える「科目群履修認証制度（放送大学エキスパート）」の充実を図っている。

専修学校は、社会の要請に即応した実践的な職業教育機関として着実に発展してきており、平成22年5月現在、3,311校に約63万8,000人の生徒が学んでいる。そのうち、約6万7,000人が社会人であり、社会人の学習機会の提供において大きな役割を果たしている。

また、学習歴や生活環境などが多様な者が高等学校教育を受けられるよう、単位制高等学校の配置が進んでおり、平成22年度までに928校が設置されている。

文部科学省では、学校法人や公益法人の行う通信教育のうち、社会教育上奨励すべきものについて認定を行い、その普及・奨励を図っている。

#### (3) 学校施設の開放促進等

文部科学省では、地域住民の学習機会や子どもたちの活動拠点（居場所）づくりなどを推進するため、学校施設を、子どもたちの安全確保に十分配慮しつつ、放課後や週末等に開放し、多様な活動の場として提供する取組を支援している。また、地域コミュニティの拠点としての学校施設、クラブハウス、屋外運動場照明、水泳プール、武道場など、学校開放諸施設の整備を支援している。

#### (4) 青少年の体験活動等の充実

文部科学省では、次代を担う青少年の育成を図るため、自然体験活動の指導者養成に取り組むとともに、青少年の様々な課題に対応した体験活動を実施した。

また、独立行政法人国立青少年教育振興機構において、全国28か所にある国立青少年教育施設における青少年の体験活動の機会と場の提供や指導者の養成、民間団体が実施する体験活動等に対する「子どもゆめ基金」による助成等を通して、青少年の体験活動を推進した。

#### (5) 民間教育事業との連携

文部科学省を始めとした府省庁等が連携して実施している「子ども見学デー」においては、平成22年8月18日、19日を中心に、各参加機関の業務説明や職場見学などを行うとともに、民間教育事業者等の協力を得ながら、子どもたちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会を提供した。

また、文部科学省では、生涯学習に係る活動を実践する場を全国的な規模で提供するとともに、官民協働の生涯学習活動を通じて社会的課題の解決を図ることを目的として全国生涯学習フォーラムを開催しており、平成22年度は、11月20日から11月22日にかけて高知県において実施した。

#### (6) 高度情報通信ネットワーク社会に対応した教育の推進

文部科学省では、インターネットを活用して自宅や学習施設などにおいて手軽に動画等により学習ができる「エル・ネット」(教育情報通信ネットワーク)を通じて、様々なジャンルの学習コンテンツなどがいつでも視聴できる「オンデマンド配信」及び、地方公共団体や社会教育施設等の研修、会議などに遠隔地においてリアルタイムで参加できる「ライブ配信」を行い、学習機会の提供の充実に努めた。また、ICTを活用した先導的な生涯学習支援に関する調査研究を実施するとともに、優れた生涯学習コンテンツを制作・配信等することにより多様な生涯学習の機会の提供を図った。

#### (7) 現代的課題に関する学習機会の充実

文部科学省では、行政だけではなく、市民やNPO

などの民間が主体となって課題解決に取り組むことが期待されるテーマを具体的に指定して、地域の課題解決に役立つ仕組みづくりのための実証的共同研究等を行い、地域が課題を解決する力の強化を図る「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」を実施している。

#### (8) 学習成果の適切な評価

文部科学省では、様々な学習活動の成果が適切に評価され、その成果の評価の社会的通用性の向上が図られるよう、「検定試験の評価の在り方に関する有識者会議」において、検定試験の質の向上や信頼性の確保について検討を行い、検定試験の評価手法や評価の視点・内容、情報公開が望まれる項目等について示した「『検定試験の評価に関するガイドライン(試案)』について(検討のまとめ)」を取りまとめ、公表した。また、大学等において、各大学等の判断により、専修学校での学修などの成果を単位として認定することを可能としている。

## 2 エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実

#### (1) 女性の生涯にわたる学習機会の充実

文部科学省では、女性が主体的に働き方・生き方を選択できるよう、若い時期から結婚、妊娠、出産といったライフイベントを視野に入れ、長期的な視点で自らの人生設計を行うことを支援するための学習機会の提供を促進している。

#### (2) 女性の能力開発の促進

文部科学省では、大学・短期大学・高等専門学校・専修学校が教育研究資源や職業教育機能を活用し、産業界や関係団体等と連携することなどにより、新たなチャレンジを目指す社会人(子育て等により就業を中断した女性を含む。)等のニーズに応じた専門的・実践的教育プログラムを開発・実施することを支援し、学び直しの機会の充実に努めている。

さらに、大学病院における女性医師・看護師に対する臨床現場定着や出産・育児等による離・退職後の復帰支援など、人材育成の取組を支援している。

#### (3) 女性の学習グループの支援

文部科学省では、教育委員会や女性教育団体等が

行う女性教育指導者の研修を奨励し、学習活動の企画・運営への女性の参画の促進を図るよう促している。

また、独立行政法人国立女性教育会館では、利用者のニーズに応じた研修プログラムの作成を支援するとともに、職員の専門性をいかし男女共同参画や女性教育等に関する積極的な情報提供を行っている。

#### (4) 独立行政法人国立女性教育会館の事業の充実等

独立行政法人国立女性教育会館は、女性教育のナショナルセンターとして、基幹的女性教育指導者の育成、女性のキャリア形成支援や配偶者等からの暴力被害者支援に関する研修、女性の科学技術分野への参画支援など喫緊の課題への対応、アジア太平洋地域等の女性のエンパワーメント支援、男女共同参画社会形成に資する多様なニーズに応じた情報提供サービス等を行っている。

また、平成20年6月に開設した女性アーカイブセンターでは、男女共同参画に関する理解の促進を図り、学習・研究支援を行うため、女性教育の振興や男女共同参画社会の形成に向けて顕著な業績を残した女性や女性教育・男女共同参画の行政施策に関する史・資料を収集し、展示や閲覧、所蔵資料データベースである女性デジタルアーカイブシステム (<http://w-archive.nwec.jp/>) 等を通じて提供している。

そのほか、平成22年度は新たに「大学・研究機関のための男女共同参画推進研修」や大学との連携授業等を試行的に実施し、男女共同参画の視点に基づくキャリア教育プログラムの共同開発等に取り組んでいる。

### 3 進路・就職指導の充実

中学校及び高等学校においては、性別にとらわれることなく、生徒が自らの生き方を考え、自分の意志と責任で進路を選択・決定する能力・態度を身に付けることができるよう、進路指導の充実に努めている。

特に、平成23年3月卒の高校新卒者の就職状況(23年1月末現在)については、就職内定率が前年同期を上回ったものの、女子の就職内定率が男子に比べて低いなど、全体的に厳しい状況である。こうした

状況を踏まえ、進路指導主事等と連携して、組織的・継続的に就職を希望する生徒に対する就職相談・支援を行い、また求人企業の開拓などを行う「高等学校就職支援教員(ジョブ・サポート・ティーチャー)」を配置するなど、きめ細やかな就職指導を展開している。

一方、高校生を始めとする若者を取り巻く厳しい就職環境については、学校を卒業しても就職も進学もしない者の増加やフリーター志向の高まり、就職しても早期に離転職する者の増加など、若者の勤労観、職業観の希薄化を指摘する声も少なくない。このため、文部科学省では、児童生徒が勤労観・職業観を身に付け、主体的に進路を選択・決定し、社会人・職業人として自立していくことができるようにするキャリア教育の推進に取り組んでいる。平成22年度においては、自治体における小・中学校における進路指導を体系的・一貫的に実施するための取組や、普通科高校等における中核カリキュラムの推進等に向けた取組を支援する「生徒指導・進路指導総合推進事業」を実施するとともに、中学校の教員を対象としたキャリア教育の指導資料を作成し、全国の教育委員会及び中学校等に配布した。また、23年1月14日には、キャリア教育の普及・啓発と推進に資することを目的として「平成22年度キャリア教育推進フォーラム」を開催するとともに、キャリア教育の充実に顕著な功績が認められる教育委員会及び学校、企業、PTA団体等を表彰する「キャリア教育優良教育委員会・学校、企業及びPTA団体等文部科学大臣表彰」を実施した。

また、大学生に対する就職支援として、全国就職指導ガイダンスや各種会議において、企業に対して、学生の就職機会の拡充や、女子学生の男子学生との機会均等の確保に努めるよう要請するとともに、各大学等に対して、全ての学生にきめ細かな就職指導や就職相談体制の充実を行うよう要請している。

中央教育審議会においては、平成23年1月、「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」の答申が行われた。同答申では、人々の生涯にわたるキャリア形成を支援する観点から、(ア)幼児期の教育から高等教育に至るまでの体系的なキャリア教育の推進、(イ)実践的な職業教育の重視と職業教育の意義の再評価、(ウ)生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援(生涯学習機会の充実、中

途退学者などの支援)の3つの基本的方向性に沿った具体的な方策が提言されている ([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1301877.htm/](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1301877.htm/))。

厚生労働省では、女子学生等が的確な職業選択を行うことができるような啓発資料を作成し、大学や高等学校を通じて配布することにより、意識啓発を

図っている。

総合科学技術会議では、「人材の活用に関する改革の方向として、女子生徒・学生が自然科学系の分野に進む意欲をかき立てるように進路指導の充実を図るとともに、身近なロールモデルを整備すること、大学等において進路選択等の悩みに関する相談体制を整備することを奨励している。

## 第12章

# 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

### 第1節

#### 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透

国内における男女共同参画の実現に向けた取組を行うに当たって、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」（巻末資料2参照）を始めとする男女共同参画に関連の深い各種の条約や成果文書、国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際的規範や基準、取組の指針を積極的に国内に取り入れるように努めている。また、女子差別撤廃条約の広報ポスター、ビデオを作成し、女子差別撤廃条約の内容の周知に努めた。

平成20年4月に提出した女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に基づき、21年7月、女子差別撤廃委員会による審議が行われ、同委員会による最終見解（巻末資料3参照）が同年8月に公表された。第3次男女共同参画基本計画は、本最終見解も踏まえつつ策定されており、「緊急に実施すべき2年以内のフォローアップ項目（民法改正及び女性の参画拡大のための暫定的特別措置）も含め、勧告された事項に適切に対処する。」としている。

女子差別撤廃条約の選択議定書については、第3次男女共同参画基本計画においては「早期締結について真剣に検討を進める。」としている。

### 第2節

#### 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

#### 1 「ジェンダーと開発(GAD)イニシアティブ」に基づく取組の推進

##### (1) 基本的な考え方

開発途上国における社会通念や社会システムは、一般的に男性の視点に基づいて形成されていることが多く、様々な面で女性はいまだ脆弱な立場に置かれている。

開発における男女の平等な参加と公平な受益に向けて努力することは、一義的にはその国自身の課題であるが、開発援助を実施するに当たっても男女共同参画の視点を考慮することが必要である。こうした観点から、我が国は平成17年3月に「ジェンダーと開発(GAD:Gender and Development)イニシアティブ」を策定し、個々の人間に着目した人間の安全保障の視点に基づき、全ての政策・事業においてジェンダーの視点に立った活動が行われるよう、企画・立案・実施・モニタリング・評価のあらゆる段階で開発課題やニーズ、インパクトを明確にしてい、「ジェンダー主流化」を推進している。

##### (2) 推進のための取組

ODAにおいてジェンダー平等の視点を反映するには、援助対象国における男女共同参画の現状を的確に把握することが重要である。具体的な取組として、援助対象国99公館に配置している「ODAジェンダー担当官」を活用し、平成17年度よりジェンダー

平等の視点に配慮した好事例等を集め、その情報を関係者間で共有するようにしている。

ODAの実施機関として、独立行政法人国際協力機構（JICA）は、ジェンダー平等や女性の地位向上を目的とする協力事業を実施している。この一環として、各セクター・課題における事業のインパクトが男性・女性の双方に及ぶよう、それぞれが抱える問題やニーズの違いなどの把握に努めており、その結果が協力事業の計画・実施・評価サイクルにおいて適切に反映されるように仕組みを整えつつある。

開発援助事業の実施に当たっては、女性など社会的に弱い立場にいる人々が負の影響を受けないように、環境社会配慮ガイドライン等に基づいて配慮している。さらに、各部署（在外事務所、国内機関を含む。）に配置している「ジェンダー責任者」、「ジェンダー担当者」への働きかけを強化し、開発途上国におけるジェンダー平等や女性の地位向上に貢献する協力事業の実施を促進している。また、ジェンダー平等の視点を組み込んで効果を上げた協力事業の成功例の収集、各開発セクター・課題と男女格差との関係を説明する具体例の収集、他援助機関との積極的な連携・意見交換を通じた事例・手法の研究、職員その他援助関係者に対する研修等

といった取組を行っている。

### (3) 様々な枠組みを活用した援助の実施

我が国は人間の安全保障を推進する国として、二国間及び多国間協力を通じ、開発途上国におけるジェンダー平等と女性の地位向上に向けた取組を支援している。具体的には、無償資金協力（草の根・人間の安全保障無償資金協力及び日本NGO連携無償資金協力を含む。）、有償資金協力、専門家の派遣等の技術協力、国連人間の安全保障基金やUNDP・日本WID基金（2003年に日・UNDPパートナーシップ基金に統合）等、様々な援助枠組みを活用し、より効果的な事業の実施を図っている（二国間協力については第2-12-1表、多国間協力については本章2(2)参照）。

また、我が国は、人間の安全保障に直結する地球規模の課題として、特にミレニアム開発目標（MDGs）の達成に向けて、進捗が大きく遅れているMDG5（妊産婦の健康改善）を含む保健分野における取組を重視している。これに関連して、2010（平成22）年6月のG8ムスコカ・サミットにおいて、「ムスコカ・イニシアティブ」の下、母子保健分野で、2011（平成23）年から5年間で、最大500億円規

第2-12-1表 様々な枠組みを活用した援助の実施

事業	概要
無償資金協力	<p>開発途上国などに返済義務を課さないで、経済社会開発のために必要な資金を贈与する事業。比較的所得水準の低い国を中心に、病院や橋などの社会経済基盤づくりや、教育、保健、環境などの生活水準の向上に関する支援を行っている。平成21年度、これらの事業の中でジェンダー配慮を特に積極的に行った案件を10件実施している。</p> <p>また、開発途上国において活動しているNGO等の活動を支援する草の根・人間の安全保障無償資金協力においては、21年度には、女性のための教育支援、女性の自立支援などを目的とする137件の事業が実施されている。</p> <p>なお、日本NGO連携無償資金協力においては、全ての申請・実施終了案件についてジェンダー配慮の有無につきチェックすることになっており、21年度は81件の事業が実施された。</p>
有償資金協力	<p>低金利かつ返済期間の長い緩やかな条件で開発途上国に必要な資金を貸し付けて、発展への取組を支援するもの。経済社会基盤の整備以外にも、「貧困削減」、「平和の構築」、「地球規模問題への対応」などの分野において事業を実施している。JICAは平成21年度、これらの事業の中でジェンダー配慮を特に積極的に行った案件を14件実施している。</p>
技術協力	<p>研修員受入れ／専門家派遣／機材供与など、援助形態を組み合わせるプロジェクト型の技術協力（開発調査型の技術協力を含む。）を、平成21年度は、ジェンダー政策・制度の支援関連（3件）、女性を主な裨益対象とする案件（28件）、活動の中にジェンダー視点を取り入れた案件（124件）の計155件実施した。</p> <p>また、ジェンダーに関する制度支援や女性を主な裨益対象とする集団研修、国別研修として32コースを実施し、計314名（案件単位で集計）に対して研修を行った。</p>

模（約5億ドル相当）の支援を追加的に行うことを表明した。また、「保健と開発に関するイニシアティブ」が21年度をもって終了したことを受け、2010年9月のMDGs国連首脳会合において、保健関連MDGsの達成に貢献するための新たな国際保健政策を発表し、2011年からの5年間で50億ドルの支援を実施することを表明した（世界基金への当面最大8億ドルの拠出及びムスコカ・イニシアティブの下での支援を含む）。新国際保健政策では、産前から産後まで切れ目ない手当を確保する母子保健分野における具体的な支援モデル（EMBRACE）を提唱し、今後、国際機関、ドナー、市民社会等と共に43万人の妊産婦の命を救うための支援を実施していく。

新国際保健政策と同時に、我が国は新教育協力政策2011-2015も発表した。現在も学校に通うことのできない子どもの半数以上が女子であることを受け、同政策では「スクール・フォー・オール（School for All）」モデルの下、脆弱な立場に置かれることの多い女子にとっても通いやすい学習環境を実現することを目指している。

## 2 国連の諸活動への協力

### (1) 会議・委員会等への協力

2010（平成22）年10月、女性・平和・安全に関する国連安保理決議第1325号が採択10周年を迎えたことから、安保理閣僚級公開討論が開催され、我が国からは菊田真紀子外務大臣政務官が出席し、女性の保護と参画の強化を通じた平和の実現についての我が国の考え方や取組について、ステートメントを行った。また、2010（平成22）年10月から開催された第65回国連総会第三委員会における「女性の地位向上」に関する議論に、我が国も積極的に参加した。さらに、2011（平成23）年2月から3月にかけては、「完全雇用とディーセント・ワークへの女性の平等なアクセスの促進のためを含む教育、訓練及び科学・技術への女性と女児のアクセス及び参画」をテーマに、第55回国連婦人の地位委員会（CSW）が開催された。我が国からは橋本ヒロ子日本代表がステートメントを行い、我が国の取組を紹介するとともに、議論に積極的に参加した。

### (2) 国連機関・基金等への協力

2010（平成22）年7月の国連総会決議によって、

ジェンダー関係の国連4機関を統合して「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」を設立することが決定され、同機関は2011（平成23）年1月より正式に活動を開始した。我が国は、2010年11月に行われた選挙の結果、初代執行理事国に選出され、2011年1月の執行理事会にも積極的に参加した。平成22年度には、国連婦人開発基金（UNIFEM, UN Womenに統合）に対して、49.8万ドルの拠出を行い、これに加え、2011年1月、アフガニスタンにおける女性に対する暴力撤廃支援のため、450万ドルをUN Womenに対して拠出した。

また、平成22年度は日・UNDPパートナーシップ基金に146万ドルの拠出を行った。これまでに74か国、89件のプロジェクトに対し、総額2,281万ドルの支援を行っている。さらに、我が国は、国連教育科学文化機関（UNESCO）に信託基金を設置し、アジア、アフリカを中心に世界各地において教師教育や識字教育など途上国における人材育成事業に協力しているほか、財団法人ユネスコ・アジア文化センター及び社団法人日本ユネスコ協会連盟においても、成人非識字者の約3分の2を擁するアジア・太平洋地域の女性に対する教育の普及に積極的に協力している。

これらに加え、国連に設置した人間の安全保障基金を通じ、特にジェンダー平等に焦点を当てたプロジェクトをこれまで43か国において42件、計約7,534万ドルの支援をしている。

また、3月8日の国際女性の日に内閣府特命担当大臣（男女共同参画）からのメッセージを寄せた。

## 3 女性の平和への貢献

我が国は、平和を推進する国際機関の役割の重要性及び紛争時において最も支援を必要とする人々は女性や子どもであることを考慮し、人間一人一人に着目し人々の保護及び能力強化を行う人間の安全保障の視点から、女性に対する支援を行っている。例えば、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF）等の人道支援国際機関に対して積極的に協力しているほか、我が国が国連に設置した人間の安全保障基金を通じて国連婦人開発基金（UNIFEM, UN Womenに統合）等がコロンビアにおいて実施する女性を含む脆弱なグループの人間の



安全保障状況を改善するプロジェクト等を支援してきた。

また、防衛省・自衛隊では、女性の自衛官及び事務官等を国際平和協力活動の現場に派遣している。近年では、平成22年1月に発生したハイチ大地震に対する国際緊急援助活動（医療・空輸活動）の実施に際して女性自衛官12名及び女性事務官2名を派遣したほか、23年2月からは国連ハイチ安定化ミッション（MINUSTAH）の自衛隊施設部隊要員として女性自衛官6名を派遣してきた。さらに、同年3月には、女性自衛官の個人派遣としては初めて国連東ティモール統合ミッション（UNMIT）における軍事連絡要員として1名を派遣している。

#### 4 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進

我が国は、国際会議への政府代表団への女性メンバーの参加も積極的に進めている。2010（平成22）年第65回国連総会第三委員会においては、篠原梓氏を日本政府代表顧問に任命し、また、2011（平成23）年の国連婦人の地位委員会においては、橋本ヒロ子氏を日本代表に任命し、それぞれ政府代表団の一員として派遣した。なお、女子差別撤廃条約に基づき設置された女子差別撤廃委員会では、林陽子弁護士が委員を務めている。

また、日本人女性の国際機関への参画も進んでおり、国連を含む国際機関における日本人の女性職員数（専門職）は、1975（昭和50）年の19人から2010（平成22）年には470人と大幅に増加している。

#### 5 あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進

##### (1) あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進

外務省では、平成7年度よりアラブ諸国との女性交流プログラムを実施しており、22年度は、看護分野でリーダーとして活躍してきたヨルダン、エジプト、パレスチナ自治区の女性からなる代表団が我が国を訪問し、我が国の看護関係者と意見交換を行った。

ASEAN（東南アジア諸国連合）のASEAN女性委員会（ACW:ASEAN Committee on Women）は、日本、中国、韓国の3か国を招いてASEAN+3女性委員会（ACW+3）を開催しており、2010（平成22）

年11月、カンボジアのシムリアップで第2回ASEAN+3女性委員会（ACW+3）会合が開催された。「ジェンダー主流化及びジェンダー予算化：成果、格差及び挑戦」をテーマに意見交換が行われ、我が国からも内閣府から男女共同参画社会の形成を促進するための取組等について報告を行った。

2010（平成22）年11月、フィリピンにおいて、国連統計部、フィリピン国家統計調整委員会の共催により、第3回ジェンダー統計グローバルフォーラムが開催された。我が国からも、内閣府から高齢化が進展する中での課題と男女別等統計（ジェンダー統計）の取組等についてプレゼンテーションを行った。また、2011（平成23）年2月に開催された第42回国連統計委員会において、ジェンダー統計に関するプログラムレビューが取り上げられ、我が国からも、内閣府から第3次男女共同参画基本計画の策定等の取組について紹介した。

##### (2) 女性の教育分野における国際交流・協力

独立行政法人国立女性教育会館では、アジア太平洋地域における男女共同参画を推進する女性教育の人材育成を目指してアジア太平洋地域の女性リーダーエンパワーメントセミナーを実施するなど、途上国における女性教育の推進の支援等を実施している。また、海外の関係機関との連携協力として、協定を結んでいる韓国両性平等教育振興院、フィリピン大学等との交流を深めるとともに、カンボジア王国女性省との協定を締結した。平成22年7月には、「研究分野における女性研究者のエンパワーメント」等をテーマとして日米の大学等研究機関より女性研究者を集めた「女性研究者のエンパワーメントと新領域創成に向けた日米シンポジウム」を開催し、ハワイ大学長の基調講演を行うなどして交流を深めた。

また、同年10月には「女性リーダーの育成に果たす教育の役割」をテーマとして、「平成22年度女性のエンパワーメント国際フォーラム」を開催した。

##### (3) 経済分野における国際協力

2010（平成22）年は日本がAPEC議長を務め、APECの3つの女性関連会合を開催した。9月に東京で第15回女性リーダーズネットワーク（WLN）会合が、また、埼玉県嵐山町で第8回男女共同参画担

当者ネットワーク（GFPN）会合が、10月に岐阜市で女性起業家サミット（WES）が一連の流れで開催された。WLN会合ではAPEC首脳及び閣僚に向け

て提言が採択され、提言を踏まえた女性の活躍の重要性について、APEC首脳宣言等ハイレベル会合の成果文書に反映された<sup>18</sup>。

## 第13章

# 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

### 第1節 科学技術

平成18年3月に閣議決定された「第3期科学技術基本計画」では、女性研究者がその能力を最大限に発揮できるようにするため、出産・育児等と研究の両立に配慮した措置を拡充することや、各機関や専攻等の組織ごとに、女性研究者の採用の数値目標（自然科学系全体としては25%）を設定し、その目標達成に向けて努力するとともに達成状況を公開するなど、女性研究者の積極的採用を進めるための取組を期待していることなどが盛り込まれており、21年度には、女性研究者採用目標の達成状況などについてフォローアップを実施した。

平成23年度から5か年の科学技術基本計画の策定のために調査審議を行ってきた総合科学技術会議は、22年12月24日「科学技術に関する基本政策について」の答申を行った。自然科学系の女性研究者の採用割合を第3期科学技術基本計画の25%を早期に達成し、30%を目指すことなどを盛り込んでいる。

文部科学省では、総合科学技術会議の方針の下、科学技術振興調整費により、平成18年度から、女性研究者が出産・育児と研究を両立できるよう、優れた取組を行う大学等を支援する「女性研究者支援モデル育成」を実施しており、22年度には10件を新規採択した。また、21年度からは、女性研究者の採用割合が低い分野（理学系・工学系・農学系）の女性研究者を採用する大学等を支援する「女性研究者養成システム改革加速」を開始し、22年度には7件を新規採択した。

また、平成15年度より、科学研究費補助金においては、産前産後の休暇や育児休業を取得する研究者

のために研究中断後の研究の再開を可能とする仕組みを導入するとともに、産前産後の休暇や育児休業を取得していたために所定の応募時期に応募できなかった研究者を対象とする研究種目を設定している。さらに、21年度より、応募に際しての出産・育児等を考慮して、若手研究者向けの研究種目の年齢制限を37歳以下から39歳以下へ緩和している。また、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員事業においても、18年度から、優れた研究者が出産・育児により研究を中断した後に、円滑に研究現場に復帰できるよう、研究奨励金の支給を実施している。

また、総合科学技術会議では、「競争的資金の拡充と制度改革の推進について」（平成19年6月14日総合科学技術会議決定）を策定し、女性研究者の活躍を拡大する環境整備のため、出産・育児期間を考慮した応募資格の年齢制限の緩和や出産・育児休業から復帰しやすくするための年複数回応募等多様な支援措置を拡充するとともに、更なる制度の弾力化を求めた。また、「革新的技術戦略」（平成20年5月19日総合科学技術会議決定）を策定し、女性研究者の活躍拡大に向けた支援の充実などを提言した。

独立行政法人科学技術振興機構の戦略的創造研究推進事業においては、出産・育児等に当たって研究者が、研究の中断・延長をすることを可能としているほか、研究に参加する研究員がライフイベントから復帰する際に支援をする制度によって、支援を行った。

また、科学技術分野への興味・関心を喚起するため、女子中高生に対し、女性研究者との交流機会の提供や実験教室、出前授業等を行う「女子中高生の理系進路選択支援事業」を実施した。

独立行政法人国立女性教育会館では、「研究分野

18 WLNについては、第1部第3章第1節のコラムを参照。

における女性研究者のエンパワーメント」等をテーマとして、日米の大学等研究機関より女性研究者を集めた「女性研究者のエンパワーメントと新領域創成に向けた日米シンポジウム」を開催した。

内閣府では、関係省と連携し、女子高校生・学生等を対象に、女性の進出が遅れている理工系分野に関する情報提供などを実施している。

## 第2節 防災（災害復興を含む）

防災分野における男女共同参画の推進は、防災の観点からも男女共同参画の観点からも重要な課題であり、第3次男女共同参画基本計画において重点分野の一つに位置付けるとともに、「防災基本計画」に規定された男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮すべき事項や男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立について、地方公共団体に対して地域防災計画への規定を要請するなど、その推進を図っている。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害（東日本大震災）は、死者15,281名、行方不明者8,492名（5月31日時点）に及び、明治時代以降では、関東大震災に次ぐ極めて深刻な被害をもたらしている。被害が大きかった岩手県、宮城県、福

島県の3県で収容された死者のうち、検視等を終えた者（4月11日時点）の男女別数については、男性5,971名、女性7,036名（性別不詳128名）であり、男女別・年齢別に見ると図のとおりとなっている（第2-13-1図）。

東日本大震災に際しては、男女共同参画の視点を踏まえて、以下の取組を行っている。（注：本節の東日本大震災対応に係る施策については、一部、平成23年度当初に講じた施策についても記述している。）

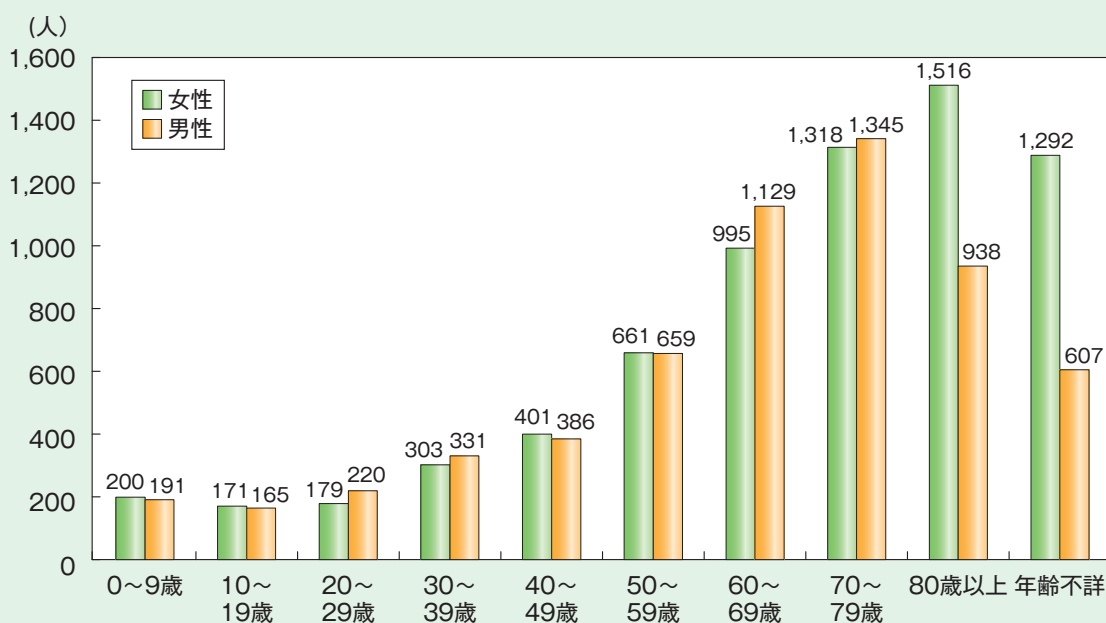
### (1) 女性のニーズを踏まえた災害対応について

内閣府男女共同参画局において、平成23年3月16日に、避難所等での生活に関し、「女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応について」を取りまとめ、関係機関に依頼・働きかけを行った。

#### 【参考】「女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応について」（概要）

- 1 避難所で提供する物資：生理用品、おむつ、粉ミルク、離乳食等
- 2 避難所の設計での配慮：プライバシーを確保できる仕切り、男性の視線が気にならない更衣室・授乳室・入浴設備、安全な男女別トイレ、乳幼児のいる家庭用エリア等

第2-13-1図 東日本大震災の男女別・年齢階層別死者数（岩手県・宮城県・福島県）



（備考）1. 警察庁発表資料「東北地方太平洋沖地震による死者の死因等について【3/11～4/11】」より作成。  
2. 4月11日時点で検視等を終えて性別が判明している者について掲載している。

- 3 避難所の運営での配慮：避難所の運営体制への女性の参画，悩み相談サービスの提供等
- 4 女性に対する暴力予防：警察など関係機関による警備強化，相談サービスの提供と周知，安全な環境整備，注意喚起

## (2) 女性の悩み相談サービスの提供と周知

地方公共団体に対し，女性被災者に対する相談窓口の設置を依頼した。また，女性の悩み全体について相談できる地方公共団体の窓口や，性暴力，DVなど女性に対する暴力の悩みについての電話相談窓口，女性の人権ホットラインなどの相談サービスなど，被害者支援等の各種窓口についての情報を取りまとめ，周知を行った。

なお，平成23年2月8日から3月27日まで実施した「パープルダイヤル」電話相談事業には，「震災のストレスで配偶者の暴力がひどくなった」，「住居が被災したため身を寄せている場所で暴力を受けている」などの相談も寄せられた。

## (3) 女性の雇用を支援する取組

被災労働者等に係る産前産後休業や育児休業などを理由とする解雇や性別を理由とする解雇などの相談について，被災地域等の雇用均等室に雇用均等特別相談窓口を設置し，きめ細かく対応するとともに，トラブルの未然防止に向けた指導を実施している。

また，復興に向けて，女性の就労等への支援につながる政府の事業についての情報を取りまとめ，公表・周知を行った。



女性被災者の入浴に際してタオルを配布している女性自衛官

## (4) 妊産婦への対応

被災地における妊婦等の受入体制等について，相談窓口を設置し，被災した地方公共団体や医療機関から要請があった時には，適切に対応するよう，都道府県に依頼した。

また，母子健康手帳の交付や妊婦の健康診査について，住民票の異動の有無にかかわらず，避難先の地方公共団体において適切にサービスが受けられるよう，都道府県等に依頼した。

さらに，被災し，避難している妊産婦等について，優先的に住まいの確保に努めることを地方公共団体に依頼した。

## (5) 被災地での女性自衛官・女性警察官によるきめ細かな対応

防衛省では，平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震発生当日から，自衛隊として航空機による情報収集，被災者の救助，人員及び物資輸送，給食・給水支援，医療支援，道路啓開，瓦礫除去，慰問演奏などの活動に予備自衛官，即応予備自衛官を含め，最大時で10万人以上の隊員が従事した。中でも，女性被災者への配慮という観点から，女性が必要とする救援物資の要望をきめ細かく聞き取り，適切に届けるなどの業務（いわゆる「御用聞き」）や被災した会社の女子寮の搜索，入浴支援などに幅広く女性自衛官が活躍している。

また，避難所での生活が長期間にわたることから生じる様々な問題を解消し，被災者の安全・安心を確保するため，女性警察官等が避難所を訪問して，被災者に寄り添い，親身になって相談を受けるなど，支援活動を行っている。このため，全国の警察から女性警察官を中心とする部隊を編成し，岩手県，宮城県，福島県に派遣している。



被災者から相談を受ける女性警察官

〈東日本大震災への対応〉

○ 避難所での取組の好事例を、4月26日に、「壁新聞」を使って他の避難所にも周知。

1. 女性のニーズの反映

女性の意見を集約し、日常生活のルールを改善。

- (1) 男女別のトイレ、入浴施設、更衣室、物干し場の設置。
- (2) 生理用品や女性用下着等の物資を手渡す担当者を、必ず女性が担当。
- (3) 防犯ブザーやホイッスル（笛）を配って、防犯対策を進める。

2. 避難所レイアウト

- (1) 間仕切り設置のきっかけ作り

プライバシーのために間仕切りを設置することが有効。そこで、快晴の日に畳や布団を干して、みんなで一斉大掃除を呼びかけ、その機会に設置する。

- (2) 乳幼児のいる家族だけが滞在する部屋作り

専用スペース設置により、赤ちゃんの夜泣き声や授乳など、周りを気にせず、子育てができるようにする。また、お母さん同士の情報交換などにもつながる。

- (3) 土足厳禁エリアの徹底

ほこりも少なくなるなど、衛生面も改善される。



(6) 情報の周知

東日本大震災への対応に関する情報を、男女共同参画局ホームページに「災害対応」のページを作成し周知している。また、「壁新聞」など様々なメディアを活用して、被災地等に周知を行った（上記コラム参照）。さらに、男女共同参画局の職員を継続的に現地に派遣し、女性のニーズや現地での取組状況についての情報収集を行うとともに、関係機関への情報提供を行った。

(7) 復興に係る好事例の収集と情報提供

阪神・淡路大震災等の過去の震災からの復興について、復興住宅の運営、女性の雇用・起業、女性の意見の集約と反映など、男女共同参画の視点からの好事例を収集し、「復興・生活再建への女性の視点」として取りまとめ、ホームページなどで紹介した。

【参考】復興・生活再建への女性の視点：阪神・淡路大震災等における参考事例

1 復興住宅の運営

- ・設計において生活面での意見を取り入れる仕組みになっていなかったため、台所にガスコ

ンロとシンクしかなく、まな板を置くスペースがなかった。その後、女性の意見が取り入れられ改善された。

- ・復興住宅の敷地の中に人々が集まれる場を作ることで、住民が集い、気軽に話をするようになり、コミュニティの形成支援につながった。

2 女性の雇用・起業

- ・例えば、保育所が機能しない等により子どもを預ける場がないと、女性の就業（継続）が難しくなる（平成16年（2004年）新潟県中越地震では、地元の中企業が社内に臨時託児所を設置した例もある。）。
- ・男性が仕事を失い、女性が働く必要性が高まったので、地震発生2か月後からパソコン技術研修を実施して技術を身につけた。しかし、求人がないので、自ら起業する「女たちの仕事づくりセミナー」を始めたところ、定員の倍の応募があった。
- ・介護、子育て等の生活に密着したサービスのニーズが高まり、女性の得意分野で培った能力が活用できるコミュニティ・ビジネスが求

められた。そこで、「被災地コミュニティ・ビジネス離陸応援事業」として起業支援を行った（阪神・淡路大震災復興基金を活用。1件当たり300～400万円）。コミュニティ・ビジネスの起業は、資金面やノウハウの面で女性にも参入障壁が低く、活用された。また、「生きがいしごとサポートセンター」により、NPOやコミュニティ・ビジネスへの就職支援情報が提供され、雇用創出が図られた。

### 3 女性の意見の集約と反映

- 男女共同参画センターにおいて、男性女性を問わず、電話相談や法律相談を行った。男性が仕事を失ったこと等を背景に、過度の飲酒、DV、離婚に関する相談が多かった。また、避難生活や同居に伴う親戚トラブルや、相続に関する相談も多かった。こうした相談やそれまでの市民団体とのネットワークを活用して、行政では把握しきれない被災者の生活面でのニーズを収集し、ニーズに基づいた情報を提供することができ、円滑な生活再建に貢献した。
- 被災（1月17日）から1か月後の2月22日から、兵庫県内4か所でフォーラムを開催し、女性達が集まって活発に議論を行った。その成果は6月に「男女共生まちづくり検討委員会」の提言としてまとめられたが、それが県の復興計画にも反映され、元気な地域づくりにも貢献した。
- 「生活復興県民ネット」という、老舗の民間団体から小さなNPOやグループまでが集まる、緩やかなネットワーク団体を立ち上げた。1組織1票を持ち、良い意見ならば「県民ネット」の総意として県や民間団体に提案した。女性でも小さな団体でも意見を出してよいという雰囲気ができ、多くの意見が集まり、復興計画にも反映された。

上記のような取組を進めている一方で、避難所運営等に当たり、女性のニーズへの配慮や女性の参画についての対応が十分に行われていない事例や、増大した家庭的責任が女性に集中している事例が見られる。例えば、避難所に生理用品や粉ミルクが備蓄

されていなかった事例、更衣室がないため、女性が周りの目を気にしながら布団の中で着替えを行っている事例、安全な場所に男女別のトイレがないため、トイレに行きづらいという事例、女性用の物干し場所がないため、安心して洗濯した下着等を干せない事例などである。地域や社会全体で男女共同参画が十分に進んでいないこと、また、これまでの災害を通じて得られた教訓が十分にいかされていないことがその背景にあり、災害時において顕在化している面もある。日頃から防災やまちづくりを始め、地域・社会全体で、男女共同参画を進めていくことが重要である。

さらに、東日本大震災への対応について、被災者支援や生活再建、まちづくりを始めとする復興など、災害対応の状況に応じて、男女共同参画の視点を踏まえ、多様なニーズに配慮しながら、更にきめ細かい取組を進めるとともに、女性の参画を促進していくことが必要である。また、今後男女共同参画の観点から課題の抽出等を行い、その教訓をいかし、災害対策の改善を図っていく必要がある。

## 第3節 地域おこし、まちづくり、観光

内閣府では、地域における様々な課題について、男女共同参画の視点を取り入れつつ、多様な主体が連携・協働しながら、課題解決のための実践的な活動が行われるよう支援するため、先進事例の調査研究・情報提供や各地の課題に応じたアドバイザー派遣等を実施している。

## 第4節 環境

環境省では、自発的な環境保全活動へ参画することを一層支援するために、こどもエコクラブ事業の実施、市民や事業者等に助言等を行う環境カウンセラー登録制度の実施、行政・特定非営利活動法人・事業者等の環境保全の取組とパートナーシップの形成を支援する地球環境パートナーシッププラザや各地方ブロック毎に設置された地方環境パートナーシップオフィスの運営、地球環境基金による助成や、自然と触れ合う機会の提供等、各主体の環境保全に関する取組とその連携を推進・強化する施策を実施している。